

別 冊

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル

各種様式等

◎各種様式等

A. 資機材メンテナンス関係

- ① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例 . . . 6 頁

B. 情報の収集・整理・連絡関係

- ① トラブル等連絡票様式例 . . . 10 頁
- ② 原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報 (特定事象発生通報) 様式 . . . 12 頁
- ③ 原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報 (特定事象発生通報) 例 . . . 13 頁
- ④ 原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告 (応急措置の概要連絡) 様式 . . . 14 頁
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告 (応急措置の概要連絡) 例 . . . 15 頁
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告 (原子力緊急事態事象の発生報告 (いわゆる15条報告)) 様式 . . . 16 頁
- ⑦ 原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告 (原子力緊急事態事象の発生報告 (いわゆる15条報告)) 例 . . . 17 頁
- ⑧ 参考 原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく標準 EALマトリックス表 . . . 18 頁

原子力事業者使用様式等

- ⑨ 原子力災害対応 情報収集・受信内容整理票 . . . 19 頁
- ⑩ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部> . . . 20 頁
- ⑪ FAX・電話等連絡票<OFC> . . . 27 頁
- ⑫ FAX送受信時刻 記録・整理簿 . . . 28 頁
- ⑬ 〇〇発電所に係る異常事象対応 時系列 . . . 30 頁
- ⑭ 10条通報通知文 . . . 32 頁
- ⑮ 25条報告通知文 . . . 33 頁

C. 対策本部等の設置・運営関係

- ① 原子力災害対応 館内放送例 . . . 36 頁
- ② 災害警戒本部本部員会議室配席図 . . . 38 頁
- ③ 災害警戒本部事務局 (原子力災害対応) 配席図 . . . 39 頁
- ④ 災害対策本部本部員会議室配席図 . . . 40 頁
- ⑤ 災害対策本部事務局 (原子力災害対応) 配席図 . . . 41 頁
- ⑥ 災害警戒本部/災害対策本部本部員会議 会議事項例 . . . 42 頁
- ⑦ 災害対策本部本部員会議運営例 (アウトライン) ① (全面緊急事態) . . . 44 頁
- ⑧ 災害対策本部本部員会議運営例 (アウトライン) ② (放射性物質放出) . . . 45 頁
- ⑨ 災害対策本部本部員会議運営 事務局説明例 (アウトライン) . . . 46 頁
- ⑩ 本部員会議次第例 (情報収集事態、警戒事態) . . . 51 頁
- ⑪ 本部員会議次第例 (施設敷地緊急事態、全面緊急事態) . . . 52 頁
- ⑫ 本部員会議配付資料例 . . . 53 頁
- ⑬ 本部員会議議事録作成様式例 . . . 57 頁

D. 広報活動関係		
①	原子力災害対策に係るポジションペーパー（基本情報整理票）作成例	60 頁
②	報道機関向け提供資料文例（災害警戒本部設置・第1回本部員会議開催案内）	61 頁
③	報道機関向け提供資料文例（災害対策本部設置・第1回本部員会議開催案内）	62 頁
④	報道機関向け提供資料文例（本部員会議の結果）	63 頁
⑤	報道機関向け提供資料文例（第〇回本部員会議開催案内）	64 頁
⑥	報道機関向け提供資料文例（警戒事態発生）	65 頁
⑦	報道機関向け提供資料文例（施設敷地緊急事態発生）	66 頁
⑧	報道機関向け提供資料文例（全交流電源喪失）	68 頁
⑨	報道機関向け提供資料文例（全面緊急事態発生／原子力緊急事態宣言発出）	70 頁
⑩	報道機関向け提供資料文例（放射性物質放出）	72 頁
⑪	報道機関向け提供資料文例（放射性物質放出停止）	74 頁
⑫	報道機関向け提供資料文例（25条報告受信（復旧情報））	76 頁
⑬	報道機関向け提供資料文例（25条報告受信（事態安定））	78 頁
⑭	SNSによる情報発信文 作成例①～⑧	86 頁
⑮	しらがメール発信文 作成例	90 頁
⑯	災害対策本部本部長メッセージ例（放射性物質放出前）	92 頁
⑰	災害対策本部本部長メッセージ例（放射性物質放出後）	93 頁
⑱	原子力災害対応 記者会見（説明）対応例	94 頁
⑲	問合せ対応票	99 頁
E. 防護措置関係		
①	敦賀原子力防災センター 配置図	102 頁
②	美浜原子力防災センター 配置図	103 頁
③	大飯原子力防災センター 配置図	104 頁
④	高浜原子力防災センター 配置図	105 頁
⑤	Ofciにおける原子力災害合同対策協議会全体会議等の結果報告の流れ（例）	106 頁
⑥	自衛隊派遣要請文例	110 頁
⑦	防護措置実施要請文例	112 頁

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル

各種様式等

A. 資機材メンテナンス関係

A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置	
1	環境放射線モニタリングシステム ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能	毎日	目視(測定値)	既定性能あれば可	否は修繕	
2	水準調査用モニタリングシステム ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能	毎日	目視(測定値)	既定性能あれば可	否は修繕	
3	モニタリング情報共有システム ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能	毎日	目視(画面表示)	既定性能あれば可	否は修繕	
4	原子防災ネットワークシステム						
	①TV会議システム ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能		テスト(通信)	既定性能あれば可	否は修繕	
	②IP-電話 ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
	③IP-FAX ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
	④ノートPC ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
5	モニタリング車 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	自動車部	1月	目視	大きな汚れがないこと	洗浄	
				破損	目視	使用の可否	否は修繕
				性能	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		測定部	1月	目視	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
				破損	目視	使用の可否	否は修繕
				性能	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
6	可搬型モニタリングポスト ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕	

A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置	
7	積算線量計 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能		引き上げ(データ読取)	既定性能あれば可	否は修繕	
8	サーベイメータ	①電離箱式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	半年	数量	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
				汚れ	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
				破損	目視	使用の可否	否は修繕
				性能	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
				予備電池の有無	有無確認	予備があれば可	否は補充
		②NaIシンチレーション式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	半年	数量	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
				汚れ	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
				破損	目視	使用の可否	否は修繕
				性能	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
				予備電池の有無	有無確認	予備があれば可	否は補充
		③GM管式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	半年	数量	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
				汚れ	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
				破損	目視	使用の可否	否は修繕
				性能	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
				予備電池の有無	有無確認	予備があれば可	否は補充
		④簡易サーベイメータ ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	半年	数量	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
				汚れ	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
				破損	目視	使用の可否	否は修繕
				性能	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
				予備電池の有無	有無確認	予備があれば可	否は補充
		⑤放射線量率モニター ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	半年	数量	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
				汚れ	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
				破損	目視	使用の可否	否は修繕
				性能	テスト	既定性能あれば可	否は修繕
予備電池の有無	有無確認			予備があれば可	否は補充		
9	可搬型ダストサンプラ ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕	

A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置
10	放射性核種分析装置					
	①ガンマ線核種分析装置(ゲルマニウム半導体検出器) ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
	②NaIシンチレーションスペクトロメータ ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
性能		テスト		既定性能あれば可	否は修繕	
11	防護資機材					
	①個人被ばく線量計 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	②全面マスク	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	否は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
	③全面マスク用吸収缶	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		有効期限		有効期限チェック	期限まで6か月あれば可	否は補充
	④防護服セット	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		有効期限		有効期限チェック	期限まで6か月あれば可	否は補充

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル

各種様式等

B. 情報の収集・整理・連絡関係

B-① トラブル等連絡票 様式例

平成 年 月 日 時 分

株式会社

トラブル等連絡票 (第 報)

発電所名	発電所 号機 (水型軽水炉 定格出力 万キロワット)	
件名	について	
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分頃 (24時間表示)	
発生前の状況	1. 出力 万 千キロワットにて (定格電気出力一定運転・定格熱出力一定運転・調整運転・出力上昇・出力降下・試験) 中 2. 第 回定期検査中	
状 況	設備のトラブル・人身事故・火災・その他 ※	1. 2. ECCS動作 (有 ・ 無)
へ周辺の影響	1. 放射性物質の放出はありません。 2. モニタリングポストの指示値に変動は見られません。 3. 現在調査中です。	
当社への連絡先	連絡者 :	電話番号 :

注：該当する項目を で示しています。

B-② 原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報（特定事象発生通報）様式

特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿*

第10条 通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類/ EAL番号	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※ 事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市長村長 殿

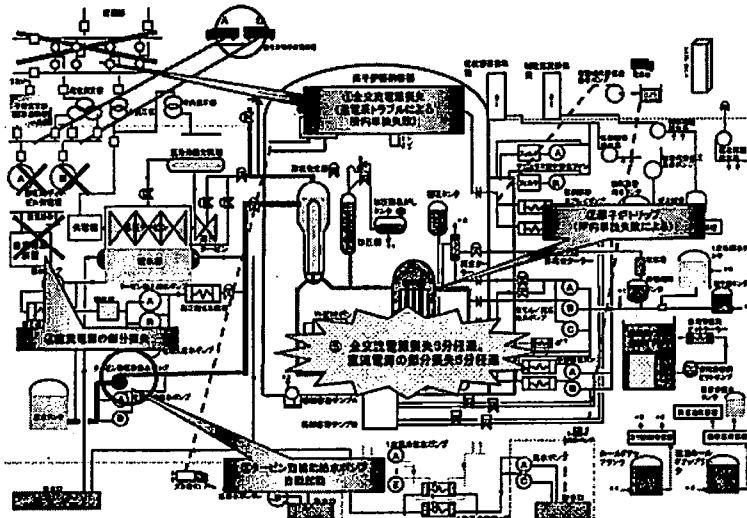
B-③ 原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報（特定事象発生通報）例

（平成26年度図上訓練（平成26年8月31日（日）実施）での例）

特定事象発生通報		平成26年8月31日
内閣総理大臣 原子力規制委員会 福井県知事 高浜町長 京都府知事 滋賀県知事 (関係周辺市町の長) (関係防災機関の長)		
第10条通報 (第1報)		
通報者名		関西電力高浜発電所 原子力防災管理者
連絡先		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力発電所の名称及び場所	関西電力高浜発電所(事業区分:電気事業) 福井県大飯郡高浜町田ノ浦1	
特定事象の発生箇所	高浜発電所3号機	
特定事象の発生時刻	(24時間表示) 6時 50分	
発生した特定事象の概要	特定事象の種別/EAL番号	全交流電源の5分以上喪失(国基準外)/E226 (通報事象等規則第7条第1項第1号表中ロー(3)) 直交電源の部分喪失/E27 (通報事象等規則第7条第1項第1号表中ロー(4))
	想定される原因	原因調査中
	検出された放射線量の状態、検出された放射性物質の状態又は主な施設・設備の状態等	排気筒ガスモニタ指示値 : 有意な変化なし モニタポストおよびモニタステーション指示値 : 有意な変化なし 【交流電源】 A非常用ディーゼル発電機 : 発電機内部故障 B非常用ディーゼル発電機 : シリンガ冷却水ポンプ故障 「青森線・高浜線キャリアリレー動作」: 故障原因調査中 【直交電源】 A充電器、B直交発電機 : 故障原因調査中
その他特定事象の把握に参考となる情報	06:20 A非常用ディーゼル発電機が起動後、トリップ 06:40 B非常用ディーゼル発電機が起動後、トリップ 06:44 非常用ディーゼル発電機が2台共通運転不能となったことから、プラント停止操作を開始 06:45 濃密降下中に「青森線・高浜線キャリアリレー動作」の警報が発報し、所内単独を失効し原子炉が自動停止 06:46 タービン駆動補助給水ポンプが自動起動し、蒸気発生器2次側より原子炉を冷却中 06:48 B直交電源出力遮断機がトリップ、A直交電源との連絡NFBが故障でA系との連絡不可 A充電器(故障含む)も故障し、現在直交電源は、バッテリーのみの状態 06:50 原子力防災体制発令	

(添付資料)

【特定事象発生通報】高浜発電所3号機系統概要【06時50分】



B-④ 原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告（応急措置の概要連絡）様式

【原子炉施設】

(1/2)

内閣府大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 宛

第25条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	発信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名/EAL番号 :
2. 事象発生箇所 :
3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃
4. 発生事象と対応の概要 (注1)

5. 緊急時対応本部その他の事項の概要 (注2)

(注1) 放射線量の状況、放射線計の応急値印、最大防止措置地の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
 (注2) 緊急時対応本部の設置状況、並びに発生発生状況等について記載する。

(2/2)

6. プラントの状況 確認時刻 時 分

事象発生時の状況	発電機稼働		原子炉出力	%
	原子炉停止時刻	時 分	炉心平均中性化	100%
現在の状況	原子炉出力	%	1次系圧力	MPa(gage)
	1次系(ホットレノ)温度	℃	2次系圧力	%
	格納容器圧力	kPa (gage)	格納容器内蒸気温度(ドライシ)	%

7. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 時 分

放出状況	放出開始時刻	日 時 分 頃	放出停止時刻	日 時 分 頃
	放出原因		放出高さ(地上高)	m
放出状況の概要を 開始した時刻 (時刻 時 分)	放出量推定値	目録地点での放出率	評価時点までの放出量	
	ヨウ素	Bq/h	Bq	Bq
	セシウム	Bq/h	Bq	Bq
	その他(放射性)	Bq/h	Bq	Bq
放射線モニタ	格納容器(主)放射線	cpm cps	格納容器	cpm cps
	モニタリスト	cpm/h µSv/h	モニタ	cpm/h µSv/h
気象情報	天候		風向	
	湿度	%	大気安定性	

8. 放射性物質の放出評価 確認時刻 時 分

放出見逃し	放出停止時刻以上の放出見逃し	Bq	Bq	Bq
	外部全身被ばく	方位	距離	被ばく線量
最大地点の線量の推定	外部全身被ばく		ms	µSv
	吸入被ばく		ms	µSv

9. その他

【事業者外運搬】

(1/2)

内閣府大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 宛

第26条報告

原子力災害対策特別措置法第26条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	年 月 日 時 分	発信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事案件名/EAL番号 :
2. 事象発生箇所 :
3. 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃
4. 発生事象と対応の概要 (注1)

5. 緊急時対応本部その他の事項の概要 (注2)

(注1) 放射線量の状況、放射線計の応急値印、最大防止措置地の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
 (注2) 緊急時対応本部の設置状況、並びに発生発生状況等について記載する。

(2/2)

6. 輸送容器の状況 確認時刻 時 分

事象発生時の状況	輸送物の種類		使用容器の種類	
	出発地/到着予定地		輸送手段	
現在の状況	大気の有無	有・無	降塵の有無	有・無
	雨えいの有無	有・無		
	物記事項			

7. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 時 分

放出状況	放出、雨えい開始時刻	日 時 分 頃	放出、雨えい停止時刻	日 時 分 頃
	放出、雨えい原因			
放射線量	放射線量			
	cpm/h µSv/h			

8. 放射性物質の放出評価 確認時刻 時 分

放出見逃し	放出停止時刻以上の放出見逃し	方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		ms	µSv

9. その他

B-⑤ 原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告（応急措置の概要連絡）例

（平成26年度図上訓練（平成26年8月31日（日）実施）での例）

【原子炉施設】

(1/2)

内閣府 原子力規制委員会
 原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告書
 報告書番号：[]
 報告書作成日：[]

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発出日時	平成 26 年 8 月 31 日 08 時 45 分	送信先	原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告書の提出先
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信先	

- 事象発生/AL番号： 高浜発電所3号機炉心冷却装置注水不能/GE24 (通報等発生時刻14分前中ロ-2)
- 事象発生場所： 高浜発電所3号機
- 事象発生日時： 平成 26 年 8 月 31 日 7 時 40 分頃
- 発生事象と対応の概要
 - 07:50 高圧蒸気発生機停止、2次系冷却水停止
 - 08:05 B-2で高圧蒸気発生機停止による炉心冷却装置注水の再開により、起動不可
 - 08:15 A-C-1で高圧蒸気発生機停止による炉心冷却装置注水の再開により、起動不可
 - 08:20 A-C-2で高圧蒸気発生機停止による炉心冷却装置注水の再開により、起動不可
 - 08:32 加圧蒸気発生機停止による炉心冷却装置注水の再開により、起動不可
 - 08:38 炉心冷却装置注水不能による炉心温度上昇
 - 08:40 炉心温度監視システムによる炉心温度監視
 - 08:40 炉心温度監視システムによる炉心温度監視
 - 08:40 加圧蒸気発生機停止による炉心冷却装置注水の再開により、起動不可
 - 08:45 加圧蒸気発生機停止による炉心冷却装置注水の再開により、起動不可
- 緊急時対応本部その他の事項の概要
 - 03:40 高圧蒸気発生機停止による炉心冷却装置注水の再開により、起動不可
 - 05:40 可逆式代替加圧蒸気発生機による、燃料容器大プレートの位置調整を実施することを検討
 - 08:42 可逆式代替加圧蒸気発生機による燃料容器大プレートの位置調整を実施

AL発生状況は以下のとおり。
 AL:24
 SE:27
 GE:24, 28, 01

高浜発電所3号機の炉心温度は約1000℃/cm²~700℃/cm²とし、炉心温度へ低下した。

(2/2)

6. プラントの状況 確認時刻 08時45分

事象発生時の状況	発電機出力	0 MW	炉心平均温度	33.000 MWDC
	原子炉停止時刻	08時45分	1次系圧力	16.00 MPa(gage)
現在の状況	原子炉出力	0 MW	加圧器水位	0 %
	1次系(炉心)温度	33.2 °C	燃料容器内圧力	70.5 MPa(gage)
	燃料容器圧力	70.5 MPa(gage)	燃料容器水位	0 %

7. 放射性物質の放出状況等 確認時刻 08時45分

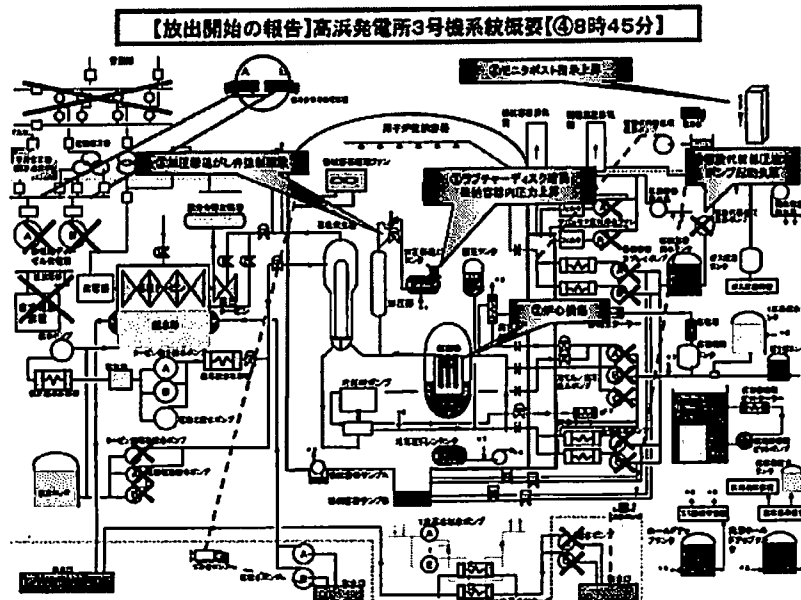
放出状況	放出開始時刻	31日08時45分頃	放出停止時刻	不明			
	放出箇所	不明	放出高さ(地上高)	不明			
放出状況の評価を開始した時刻(時刻 時 分)	放出実績評価	評価時点での放出量	評価時点までの放出量				
	セシウム	Bq/h	Bq	Bq			
気体モニタ	検出率(実効)	7.00 × 10 ³ cps	補助検出率	0.27 × 10 ³ cps			
	名称	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	MS
モニタポスト	検出率	42.2 cps/h	540 cps/h	68.1 cps/h	100 cps/h	540 cps/h	133 cps/h
	検出率	42.2 cps/h	540 cps/h	68.1 cps/h	100 cps/h	540 cps/h	133 cps/h
気象情報	天候	曇り時々雨	風向	西向き			
	風速	3.2 m/s	大気安定度	B			

8. 放射性物質の放出評価 確認時刻 時 分

放出量推定	放出開始時刻以降の放出量推定	セシウム	ヨウ素	合計
		Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定	1時間あたり	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	1時間あたり	μSv/h	μSv/h	μSv/h

9. その他

(添付資料)



B-⑥

原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告（原子力緊急事態事象の発生報告（いわゆる15条報告））様式

【原子炉施設】

(1/2)

内閣府大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第15条報告書

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、緊急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分	報告者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

- 事象発生/EAL番号 :
- 事象発生場所 :
- 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃
- 報告する内容 (注1)
- 発生事象と対応の概要 (注2)
- 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注3)

(注1) 原子力緊急事態事象の内容を記載する。
 (注2) 緊急措置の状況、放射能レベルの緊急規制、放射線防護措置の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
 (注3) 緊急時対策本部設置状況、採択すべき発生状況等について記載する。

(2/2)

7. プラントの状況 (受信時刻 時 分)

事象発生時の状況	緊急時状況		原子炉出力	%
	停止時刻	時 分	炉心平均温度	°C
現在の状況	原子炉出力	%	1次系圧力	MPa(gage)
	1次系(ボットレゾ)温度	°C	加圧器水位	%
	蒸気発生圧力	MPa(gage)	蒸気発生器内水位	%
			蒸気発生器内水位	%

8. 放射性物質の放出状況 (受信時刻 時 分)

放出状況	放出開始時刻	日 時 分 頃	放出停止時刻	日 時 分 頃
	放出種別		放出高さ(地上高)	m
放出状況の種別を開始した時刻(時刻 時 分)	放射性物質	評価時点での放出量	評価時点までの放出量	
	放射性物質			
放出状況の種別を開始した時刻(時刻 時 分)	放射性物質	Bq/h		Bq
	放射性物質	Bq/h		Bq
その他(注1)	放射性物質	Bq/h		Bq
	放射性物質	Bq/h		Bq

9. 放射性物質の放出評価 (受信時刻 時 分)

放出見通し	放射性物質の放出見通し	放射性物質	放射性物質	合計
	放射性物質	Bq	Bq	Bq
最大地点の放射線の測定	外部全身線量		内部	採択基準
	外部全身線量		内部	採択基準

10. その他

【事業者外運搬】

(1/2)

内閣府大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第15条報告書

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、緊急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分	報告者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

- 事象発生/EAL番号 :
- 事象発生場所 :
- 事象発生日時 : 年 月 日 時 分 頃
- 報告する内容 (注1)
- 発生事象と対応の概要 (注2)
- 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注3)

(注1) 原子力緊急事態事象の内容を記載する。
 (注2) 緊急措置の状況、放射能レベルの緊急規制、放射線防護措置の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
 (注3) 緊急時対策本部設置状況、採択すべき発生状況等について記載する。

(2/2)

7. 緊急事態の状況 (受信時刻 時 分)

事象発生時の状況	緊急時の状況		緊急時の状況	
	緊急時の状況		緊急時の状況	
現在の状況	緊急時の状況	有・無	緊急時の状況	有・無
	緊急時の状況	有・無	緊急時の状況	有・無

8. 放射性物質の放出状況 (受信時刻 時 分)

放出状況	放射性物質	日 時 分 頃	放射性物質	日 時 分 頃
	放射性物質		放射性物質	
放出種別	放射性物質		放射性物質	
	放射性物質		放射性物質	

9. 放射性物質の放出評価 (受信時刻 時 分)

放出見通し	放射性物質の放出見通し	放射性物質	放射性物質	合計
	放射性物質	Bq	Bq	Bq
最大地点の放射線の測定	外部全身線量		内部	採択基準
	外部全身線量		内部	採択基準

10. その他

B-⑦

原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告（原子力緊急事態事象の発生報告（いわゆる15条報告））例

（平成26年度図上訓練（平成26年8月31日（日）実施）での例）

【原子炉施設】

(1/2)

内閣府大臣 原子力規制委員会 経済産業省 国土交通省 環境省 消防庁 警察庁 防衛省 原子力規制委員会 (関係府庁等の長) (関係行政機関の長)	
第15条報告 (第3報)	
原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要(同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生)を以下のとおり報告します。	
発生日時	平成 26年 8月 31日 7時 45分
発信者	高浜電力高浜発電所 原子力防災管理者
受信日時	平成 年 月 日 時 分
受信者	
1. 事象発生/EAL番号: 高浜発電所3号機系統概要の非常用炉心冷却装置注水不能/GE24 (通報事象等規則第14条様式(3))	
2. 事象発生箇所: 高浜発電所3号機	
3. 事象発生日時: 平成 26年 8月 31日 7時 40分頃	
4. 報告する内容	
07:15 主蒸気圧が上昇し、2次系炉冷却開始 A-0-アニュラス空気浄化ファンリップ(単位調整中)	
07:18 安全注入信号発生(加圧器圧力低水準検知)	
07:23 高圧タンク注水開始	
07:33 タービン駆動機注水ポンプ故障停止 A-電動補給給水ポンプ駆動失敗	
07:30 B-電動補給給水ポンプ駆動失敗(AL24発生) 低圧中圧ポンプ駆動失敗	
07:40 高気圧主蒸気減水率0%に到達(GE24発生)	
5. 発生事象と対応の概要 高気圧主蒸気への給水が全て喪失し、全ての高気圧主蒸気減水率が0%となる。全てん/高圧注水ポンプ、高気圧注水ポンプおよび低圧代用高圧注水ポンプが使用不可であり、GE24(高気圧主蒸気減水率0%の非常用炉心冷却装置注水不能)を発生。 高気圧主蒸気へ直接給水するため、消防ポンプの準備を検討。	
6. 緊急時対応本部その他の事項の概要 07:16頃 放射線管理区域において作業中の放射線員(員番号A1)が冠水し、身障あり、出血あり、出血あり、身体汚染あり	

(2/2)

7. プラントの状況 確認時刻 7時 45分				
事象発生時の状況	発電機状態	蒸気停止中	原子炉出力	0 %
	停止時刻	8時 45分	炉心平均温度	33,000 MPa/c
現在の状況	原子炉出力	0 %	1次系圧力	2.29 MPa(gage)
	1次系(コト)の温度	209.8 °C	加圧器水位	0 %
	低圧容器圧力	0.7 MPa(gage)	高気圧主蒸気減水率(注水不能)	0 %

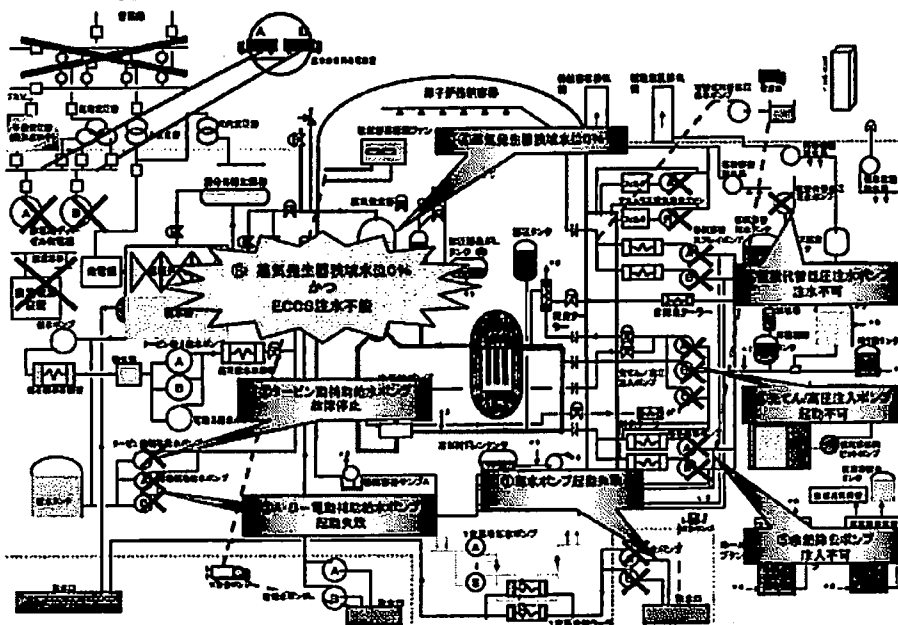
8. 放射線物質の放出状況等 確認時刻 7時 45分								
放出状況	放出開始時刻	日 時 分	放出停止時刻	日 時 分				
	放出箇所		放出高さ(地上高)	m				
放出位置の概要を説明した時刻(時刻 時 分)	放出経路	評価時点での放出率	評価時点までの放出量					
	希ガス	Bq/h	Bq					
	放射性物質	Bq/h	Bq					
	放射性物質	Bq/h	Bq					
換気量(換気)		Bq/h						
換気量(空換気量)	7.04 × 10 ⁷ cm ³ /h	換気回数	0.29 × 10 ⁷ cm ³ /h					
モニタリスト	名称	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	M3	
	単位	41.2	30.4	34.4	23.9	23.9	23.4	
	単位	Bq/h	Bq/h	Bq/h	Bq/h	Bq/h	Bq/h	
気象情報	気候	曇り時々雨		風向	西北西			
	風速	2.4 m/s		大気汚染度	A			

9. 放射線物質の放出評価 確認時刻 時 分				
放出経路	放出箇所	希ガス	放射性物質	合計
		Bq	Bq	Bq
最大地点の放射線の状況	汚染レベル	汚染	汚染	汚染レベル
	汚染レベル	汚染	汚染	汚染レベル

10. その他

(添付資料)

【緊急事態事象発生通報】高浜発電所3号機系統概要(⑦7時45分)



原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表

EAL区分	警成事象(AL)		原典法第10条第1項に基づく特定事象(SE)		原典法第15条第1項に関する緊急事象事象(GE)		
	EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称	
放射線量・放射性物質放出	01	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	-	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	-	-	GE11	原子炉停止の失敗または停止確認不能
炉心	21	AL21	原子炉冷却材の減え	SE21	原子炉冷却材減えによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	原子炉冷却材減え時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	22	-	-	-	-	-	-
	23	-	-	-	-	-	-
	24	AL24	炉気発生抑制水循環喪失のおそれ	SE24	炉気発生抑制水循環の喪失	GE24	炉気発生抑制水循環喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失
	26	AL26	全交流電源喪失のおそれ(四基準時)	SE26	全交流電源の5分以上喪失(四基準時)	GE26	全交流電源の30分以上喪失(四基準時)
	27	-	-	SE27	直流電源の5分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失
	28	-	-	-	-	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却回路の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却回路の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却回路の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇	
	42	AL42	単一障壁の喪失または喪失の可能性	SE42	2つの障壁の喪失または喪失の可能性	GE42	2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失の可能性
	43	-	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	-	-	
その他	51	AL51	原子炉制御室の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外送風機設備の一部喪失	SE52	所内外送風機設備の全て喪失	-	-
	53	AL53	重要区域での火災・洪水による安全障壁の一部喪失のおそれ	SE53	火災・洪水による安全障壁の一部喪失	-	-
	54	-	-	SE54	緊急事象の発生	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備および一掃活動が必要な事象発生	GE55	住民の避難を促す必要がある事象発生
事象所外運搬	-	-	XSE61	事象所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事象所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	-	-	XSE62	事象所外運搬での放射性物質減え	XGE62	事象所外運搬での放射性物質の異常減え	
	-	-	XSE63	事象所外運搬での原子力緊急事象の発生	-	-	

B-⑨ 原子力災害対応 情報収集・受信内容整理票

収集・受信日時	平成 年 月 日 ()	収集・受信者 職・氏名	
相手方	機関名		
	職・氏名		
	連絡先		
発生日時			
発生場所（発電所名）			
件名			
事故等の概要	<p>① 事故等の種類（放射性物質の種類・量）</p> <p>② 原因および状況</p> <p>③ 死傷者等の有無および負傷の程度</p> <p>④ 被ばくまたは汚染の有無</p> <p>⑤ 事故等の拡大の可能性</p> <p>⑥ 空間放射線量率測定結果</p> <p>⑦ 現在講じている措置の概要</p> <p>⑧ その他参考となる事項</p>		

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年() 月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 発信 ・ <input type="checkbox"/> 受信	
発信者	滋賀県防災危機管理局	<input type="checkbox"/> 送信先 受信者	
(電話番号)	(077-528-3445)		
(担当者名)	()		
項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 <input type="checkbox"/> ④ その他()		
件名	原災法第10条通報について		
内容	○ 別添のとおり、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第10条に		
	基づく通報を受信したので、取り急ぎ連絡します。		
	○ 各機関におかれては、必要な対応を執っていただくとともに、今後		
	の情報に注意してください。		
	○ 新しい情報が入り次第、また連絡します。		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. —

日時	平成 年() 月 日 時 分		発信	受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	送信先 受信者		
項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 <input type="checkbox"/> ④ その他()			
件名	原災法第15条報告について			
内容	<p>○ 別添のとおり、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第15条に係る原子力緊急事態の報告を受信したので、取り急ぎ連絡します。</p> <p>○ 各機関におかれては、必要な対応を執っていただくとともに、今後の情報に注意してください。</p> <p>○ 新しい情報が入り次第、また連絡します。</p>			

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. —

日時	平成 年() 月 日 時 分		発信	受信
発信者	滋賀県災害対策本部事務局	送信先		
(電話番号)	(077-528-3445)	受信者		
(担当者名)	()			
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()			
件名	原子力緊急事態宣言について			
内容	○ 別添のとおり、 時 分に、原子力災害対策特別措置法第15条に			
	基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出され、宣言文を受			
	信しましたので、取り急ぎ連絡します。			
	○ 各機関におかれては、必要な対応を執っていただくとともに、今後の			
情報に注意してください。				
○ 新しい情報が入り次第、また連絡します。				

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

FAX・電話等連絡票 < 県本部・〇〇地方本部 >

No. —

日時	平成 年() 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> 発信	<input type="checkbox"/> 受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<input type="checkbox"/> 送信先 受信者		
項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 <input type="checkbox"/> ④ その他()			
件名	原災法第25条報告について			
内容	<p>○ 別添のとおり、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第25条に 基づく報告を受信しましたので、取り急ぎ連絡します。</p> <p>○ 新しい情報が入り次第、また連絡します。</p>			

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

B-11 FAX送受信時刻 記録・整理簿

記入者：

送信元機関	手段	受信時刻 (受信機表示時刻)	受信担当者	受信機器	概要	情報 番号	転送先機関	転送時刻	TEL時刻	受令確認	担当
						注-	転送先① 長門市				
							転送先② 高島市				
							転送先③ 湖北真管村真地方本部				
							転送先④ 高島真管村真地方本部				
							転送先⑤ 湖北地域消防本部				
							転送先⑥ 高島市消防本部				
							転送先⑦ 県警察本部				
							転送先⑧ 陸上自衛隊第3戦車大隊				
							転送先① 長門市				
							転送先② 高島市				
						注-	転送先③ 湖北真管村真地方本部				
							転送先④ 高島真管村真地方本部				
							転送先⑤ 湖北地域消防本部				
							転送先⑥ 高島市消防本部				
							転送先⑦ 県警察本部				
							転送先⑧ 陸上自衛隊第3戦車大隊				
							転送先① 長門市				
							転送先② 高島市				
							転送先③ 湖北真管村真地方本部				
							転送先④ 高島真管村真地方本部				
						注-	転送先⑤ 湖北地域消防本部				
							転送先⑥ 高島市消防本部				
							転送先⑦ 県警察本部				
							転送先⑧ 陸上自衛隊第3戦車大隊				

B-⑬-2 高浜発電所に係る異常事象対応 時系列(平成26年8月31日)

情報収集・整理・連絡関係 時刻	対策本部等の設置・運営関係 時刻	広報活動関係 時刻	防護措置関係(OFCとの連絡調整を含む) 時刻
5:05 関西電力高浜発電所 警戒事象発生連絡	5:05 県災害警戒本部設置	5:30 資料提供(第1報):警戒本部設置、警戒事象発生	6:08 第1報資料提供情報送信
6:59 10条通報受信 3号機全交流電源喪失	6:59 災害対策本部設置	6:30 資料提供(第1報)	7:00 EMC設置連絡受信 0770-72-8026
7:16 25条報告 非常用ディーゼルトリップ、空冷式電源起動		7:05 資料提供(第2報)(6:59第10条)	7:12 第2報情報提供情報送信
7:46 原子力緊急事態事象の発生(第15条)報告 7:49 緊急事態宣言		7:30 資料提供(第3報)(7:16第25条)	7:32 第3報情報提供情報送信
	8:00 第1回本部員会議	7:40 資料提供(災対本部設置)	7:52 EMCよりFAX受(福井モニタリング情報)
8:53 放射性物質放出		8:41 資料提供(第4報)(緊急事態宣言)	8:45 EMCよりFAX受(福井モニタリング情報)
9:20 放射性物質放出停止		9:10 資料提供(第5報)(放射性物質放出)	9:12 第4報、第5報情報提供情報送信
	9:40 第2回本部員会議(~10:37)	9:20 資料提供(第1回災対本部会議の結果)	9:30 EMCよりFAX受(福井モニタリング情報)
10:28 格納容器長期除熱機能の復旧操作開始		9:32 資料提供(第6報)(放射性物質放出停止)	9:48 第6報情報提供情報送信
			10:30 EMCよりFAX
		10:45 資料提供(第7報)(除熱機能復旧)	10:44 EMCよりFAX(測定結果詳細)
11:01 格納容器自然対流冷却が効力発揮			10:52 第7報情報提供情報送信
		11:05 資料提供(第2回災対本部会議の結果)	
		11:20 資料提供(第8報)(冷却機能一部回復)	11:20 第8報情報提供情報送信
11:50 格納容器内温度・圧力低下。発電所内モニタリングポスト 毎時5マイクロシーベルト下回る			11:30 EMCよりFAX
		12:05 資料提供(第9報)(格納容器圧力温度・低下、 モニタリングポスト毎時5マイクロヘルト下回る)	
12:15 事態安定			12:09 第9報情報提供情報送信

B-⑭ 10条通報通知文

滋防危第 号
平成 年(年) 月 日

〇〇市長 様
〇〇市長 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報について(通報)

標記のことについて、別添のとおり、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第10条の規定に基づく通報を受けましたので、同規定に基づき通報します。

B-⑮ 25条報告通知文

滋防危第 号
平成 年(年) 月 日

〇〇市長 様

〇〇市長 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

原子力災害対策特別措置法第25条に基づく報告について(通知)

標記のことについて、別添のとおり、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づく報告を受けましたので、同規定に基づき通知します。

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル

各種様式等

C. 対策本部等の設置・運営関係

C-① 原子力災害対応 館内放送例

1

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 〇時〇分、〇〇 〇〇発電所から原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報を受信。フェーズ3、施設敷地緊急事態です。
- ③ また、これを受け、災害対策本部が設置されました。
〇時〇分から第1回本部員会議を開催しますので、関係職員は準備をお願いします。
- ④ 繰り返します。
(以下、①～③を繰り返し)

2

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 〇時〇分、〇〇 〇〇発電所から原子力災害対策特別措置法第 15 条に基づく報告を受信。フェーズ4、全面緊急事態です。
- ③ 繰り返します。
(以下、①～②を繰り返し)

3

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 第1回本部員会議開始5分前。本部員および幹事は、直ちに防災対策会議室に参集願います。
- ③ 繰り返します。
(以下、①～②を繰り返し)

4

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 只今、第1回本部員会議終了。
〇〇 〇〇発電所から 30km 圏内の屋内退避の実施および緊急時モニタリングの強化が決定されました。
- ③ 繰り返します。
(以下、①～②を繰り返し)

5

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 〇時〇分、〇〇 〇〇発電所から原子力災害対策特別措置法第 25 条に基づく報告を受信。周辺環境へ放射性物質が放出された模様。
- ③ 繰り返します。
(以下、①～②を繰り返し)

6

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 〇時〇分、〇〇 〇〇発電所から原子力災害対策特別措置法第 25 条に基づく報告を受信。周辺環境への放射性物質放出は停止した模様。
- ③ 繰り返します
(以下、①～②を繰り返し)

7

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 〇時〇分から第 2 回本部員会議を開催します。
本部員および幹事は、防災対策会議室に参集願います。
- ③ 繰り返します。
(以下、①～②を繰り返し)

8

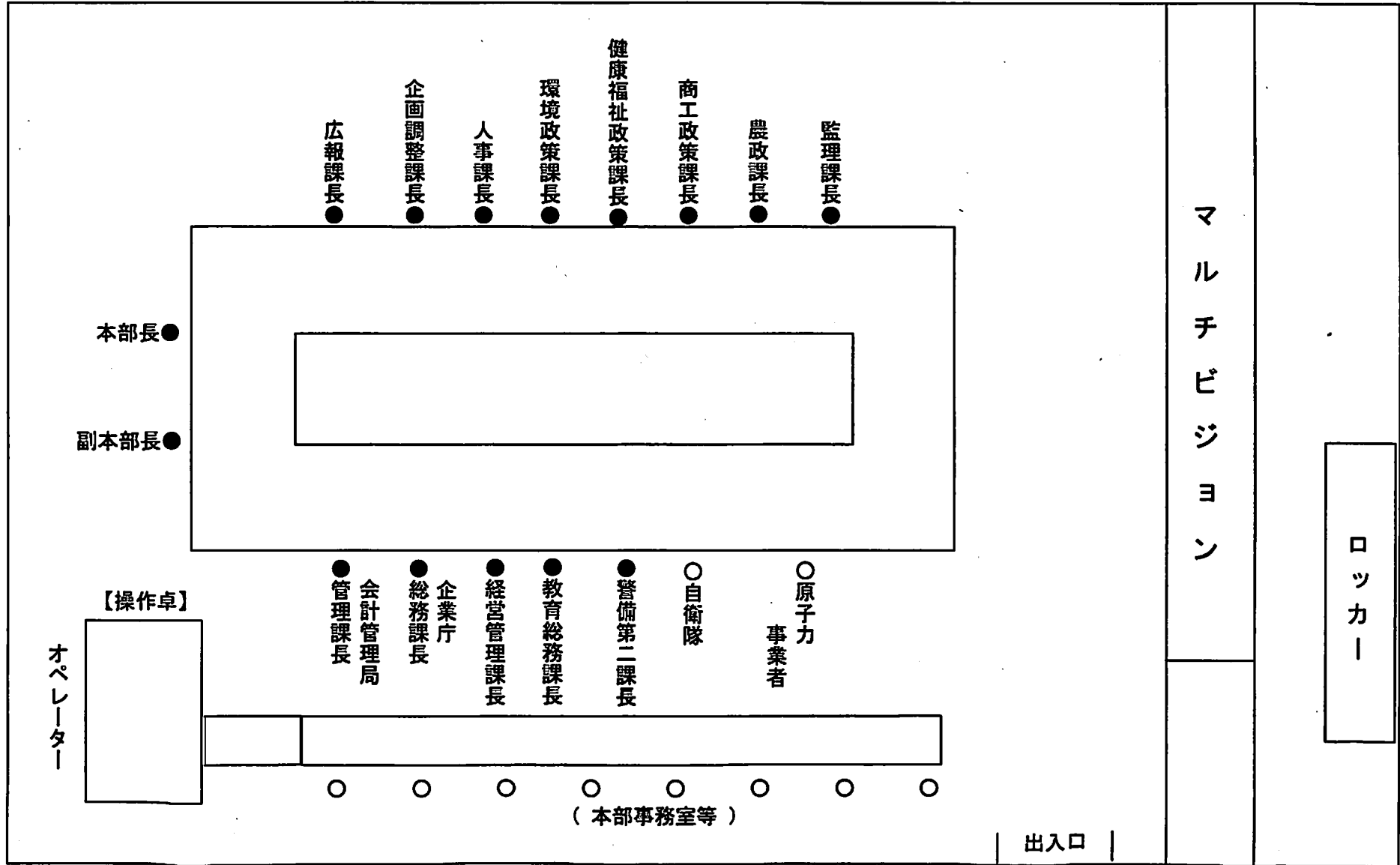
- ① こちら災害対策本部事務局です。
只今、第 2 回本部員会議終了。
- ② 〇 I L 2 基準を超過した〇〇市〇〇小学校区に対し、1 週間以内を目途に一時移転を実施すること、〇〇市内の緊急時モニタリングを一層強化することが決定されました。
- ③ 繰り返します。
(以下、①～②を繰り返し)

9

- ① こちら災害対策本部事務局です。
- ② 〇時〇分、〇〇 〇〇発電所から原子力災害対策特別措置法第 25 条に基づく報告を受信。復旧が進み、事態は安定した模様。
- ③ 繰り返します
(以下、①～②を繰り返し)

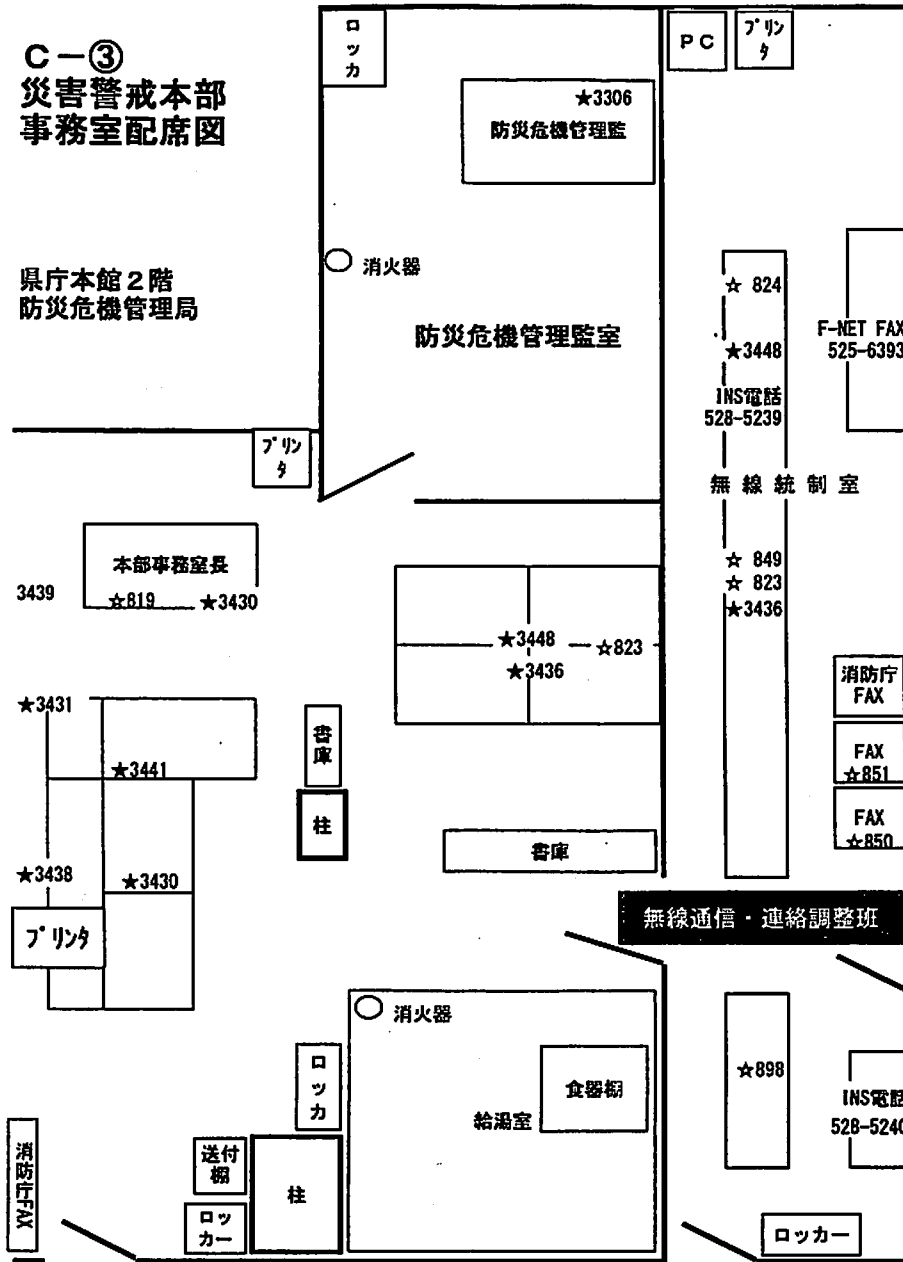
(以上)

C-② 災害警戒本部本部員会議配席図<県庁本館2階 防災対策会議室>



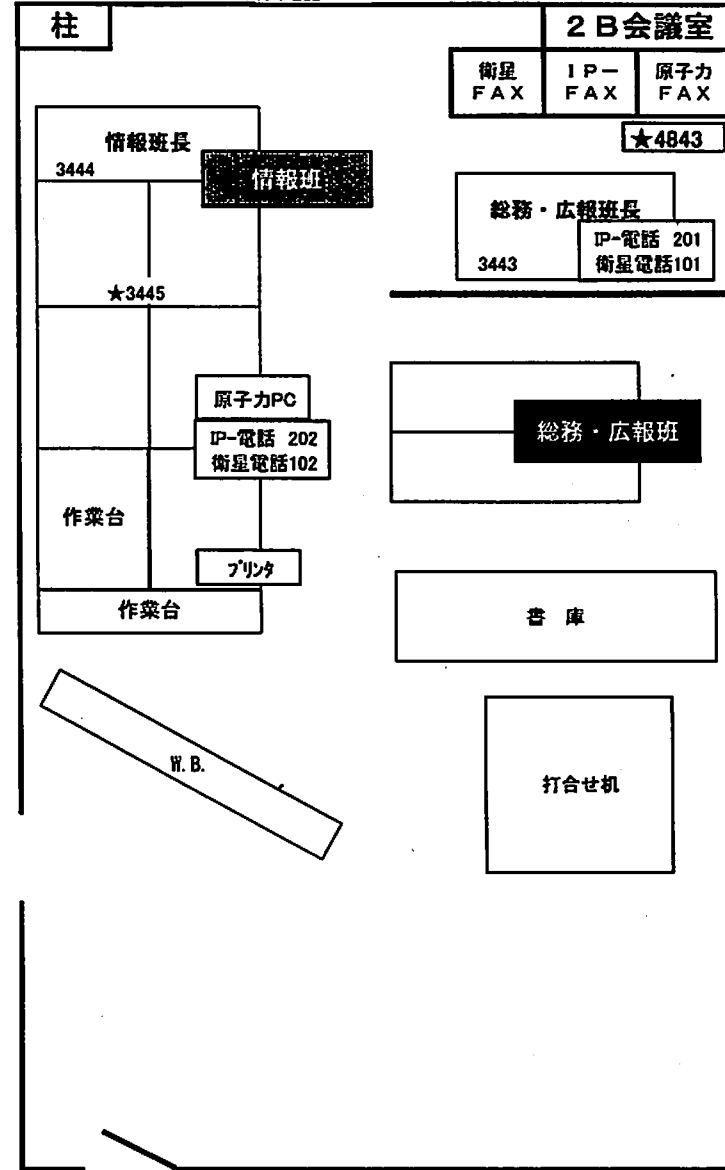
**C-③
災害警戒本部
事務室配席図**

県庁本館 2階
防災危機管理局

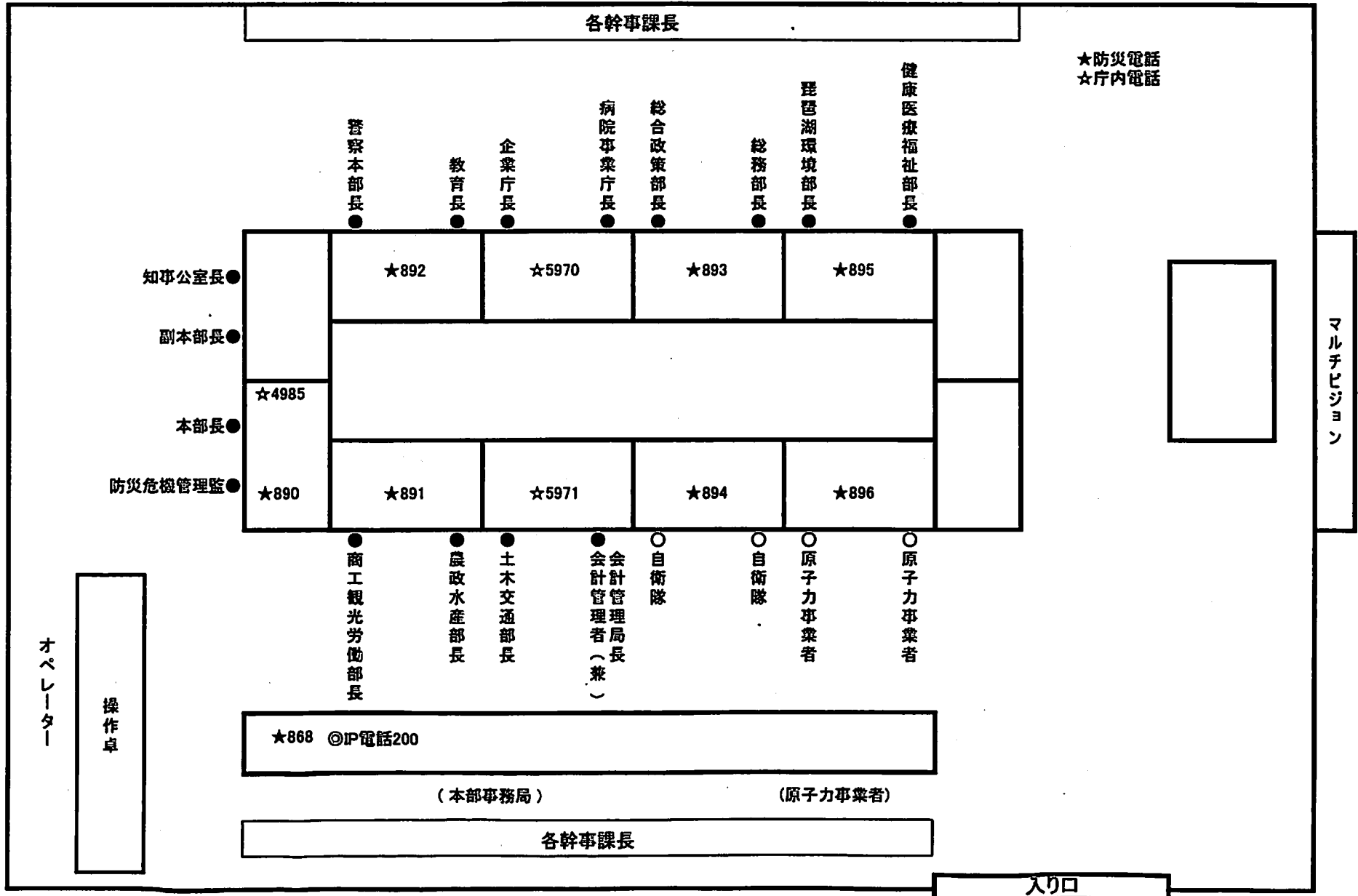


災害警戒本部事務室 (原子力災害対応)

★: 交代内線 ☆: 防災電話

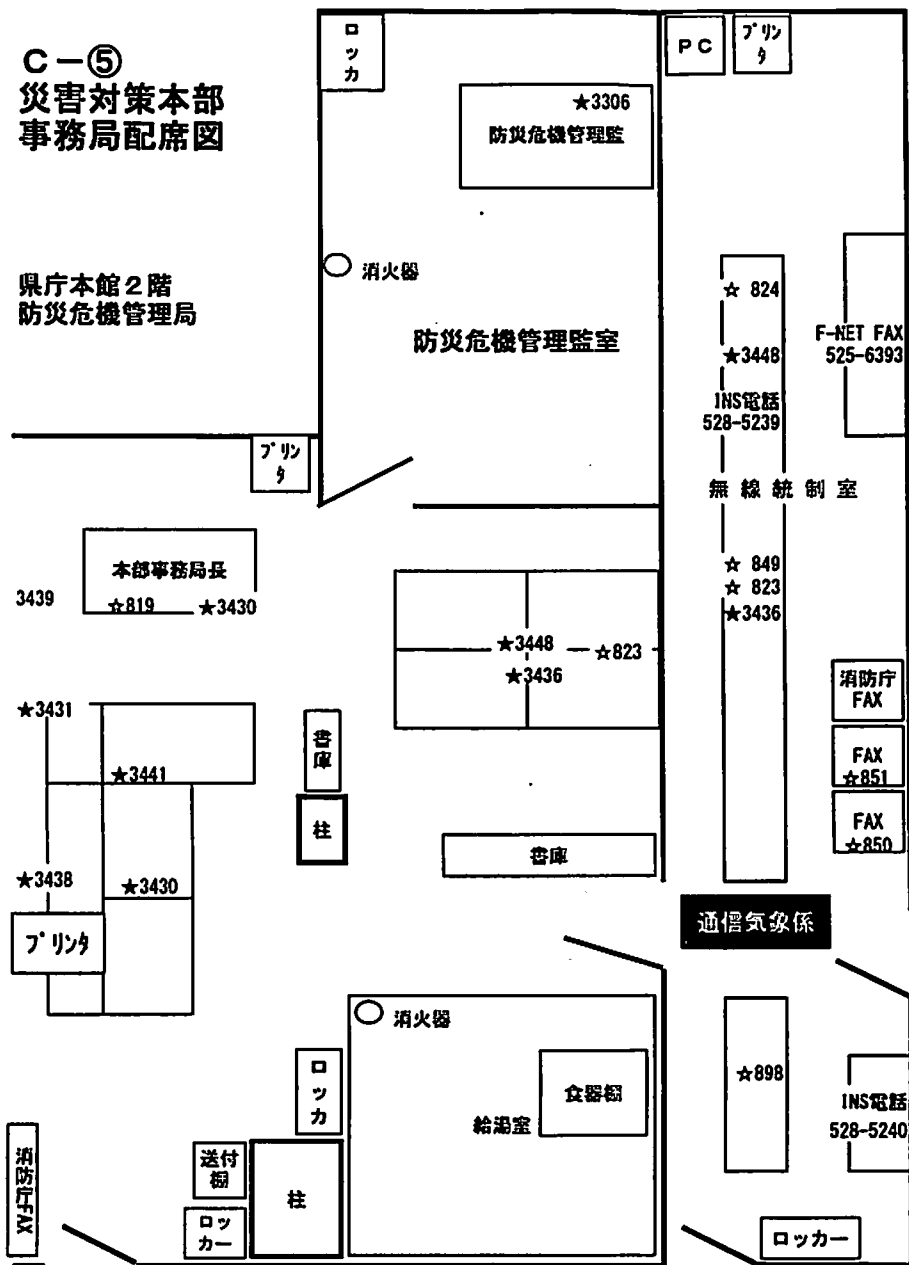


C-④ 災害対策本部本部員会議配席図<県庁本館2階 防災対策会議室>



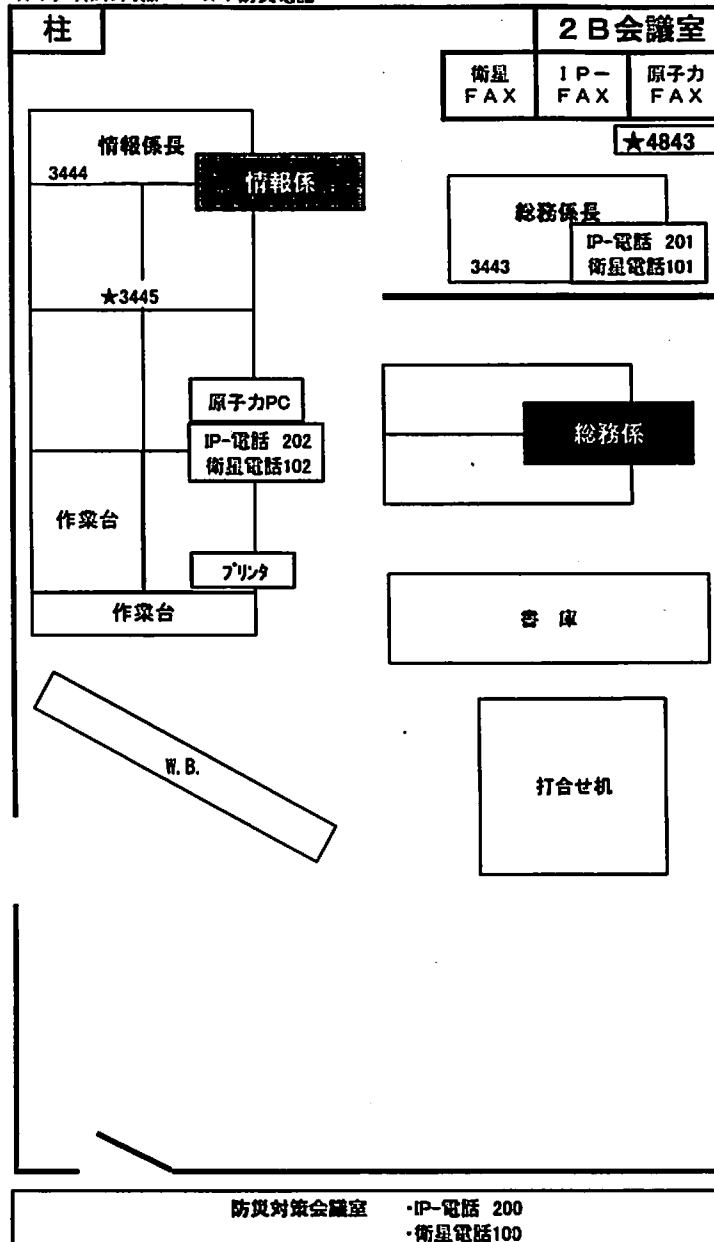
**C-⑤
災害対策本部
事務局配席図**

県庁本館2階
防災危機管理局



災害対策本部事務局 (原子力災害対応)

★: デイタイム内線 ☆: 防災電話



C-⑥ 災害警戒本部／災害対策本部本部員会議 会議事項例

1 状況報告と共有

2 県で行うことの確認および指示

(1) 周辺環境への影響確認

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ア 大気・土壌 | 防災危機管理局、土木交通部（採取）、健康医療福祉部（分析） |
| イ 水質 | 琵琶湖環境部（採取）、健康医療福祉部（分析） |
| ウ 農地・農業用水・農作物 | 農政水産部（採取）、健康医療福祉部（分析） |
| エ 取水 | 健康医療福祉部、企業庁 |
| (2) 緊急被ばく医療措置 | 健康医療福祉部 |
| (3) 飲料水の安全性確保 | 健康医療福祉部、企業庁 |
| (4) 農畜水産物・食料品の安全性確保 | 健康医療福祉部、農政水産部 |
| (5) 観光客等一時滞在者、外国人への対応 | 商工観光労働部 |
| (6) 道路状況の確認 | 土木交通部 |
| (7) 交通規制 | 警察本部 |
| (8) 児童・生徒の安全確保 | 教育委員会事務局 |
| (9) 県民への広報、マスコミ対応 | 防災危機管理局、広報課 |

C-⑦ 災害対策本部本部員会議運営例（アウトライン）①（全面緊急事態）

■ 想定状況

- 高浜発電所での施設敷地緊急事態該当事象発生を受け、本部員および幹事参集。
- その後、会議開催までに全面緊急事態に事態深刻化。

■ 会議の流れ

①（国）原子力災害合同対策協議会視聴

高浜オフサイトセンターにおいて開催される国主催の原子力災害合同対策協議会を視聴〔テレビ会議システム〕

⇒ 国から30km圏内住民の屋内退避指示

② 状況確認および対応協議（※湖北・高島両地方本部とテレビ会議システム接続）

ア 状況確認

- これまでの収集情報について <事務局情報係長>
- 本部体制、職員の現地派遣状況等について <事務局総務係長>
- 県内の環境放射線モニタリング結果について <緊急時モニタリング本部長>
- 気象情報について <事務局通信気象係長>
- ← ○ 途中、知事公室長からの現地状況報告を受信〔IP-電話〕
原子力災害合同対策協議会に出席した知事公室長から、同会議での決定事項等の報告を本部長が受信
- 発電所の状況および見通しについて <関西電力株式会社>

イ 対応協議

- 県版UPZ圏内住民の屋内退避の実施について
 - ・ 国の屋内退避指示が30km圏内に止まっていること、県内の環境放射線実測値に異常がないこと、また、SPEEDIの予測結果・気象情報を踏まえ、県として屋内退避の実施要請（準備を含む。）は行わないこと。
 - ・ 高島市内を中心に、環境放射線モニタリングを強化すること。
- 今後、県内への放射性物質拡散影響を想定した場合の各部局の対応について
 - ・ 本部長の求めに応じ、各部局から説明（資料提出は各部局対応、発言求めは本部長の判断）
（例）農畜水産物への対策について …農政水産部
衛生科学センターでの放射能分析体制について …健康医療福祉部
浄水場における放射能汚染対策について …企業庁

③ 県・市テレビ会議開催

長浜市、高島市、災害対策地方本部（湖北・高島）に対し、原子力災害合同対策協議会の内容および県の対応方針等を伝達、意見交換

④ 本部長指示

- 高島市内を中心とした環境放射線モニタリングの強化
- 県民への広報
 - ・ 災害対策本部長名による県民への呼びかけ文について、本部員会議の場で事務局案を提示<事務局総務係長>、協議の上発表文を決定。

C-⑧ 災害対策本部本部員会議運営例（アウトライン）②（放射性物質放出）

■ 想定状況

- 高浜発電所で重大事故発生。放射性物質の放出があったものの、現在は放出停止。
- しかし、福井県内 30km 圏内一部地域で、環境放射線モニタリングの実測値が OIL 1 (500 μ Sv/h)、OIL 2 (20 μ Sv/h) の基準値を超過。

■ 会議の流れ

① (国)原子力災害合同対策協議会視聴

高浜オフサイトセンターにおいて開催される国主催の原子力災害合同対策協議会を視聴 [テレビ会議システム]

⇒ 国から福井県内 30km 圏内で OIL 1 または OIL 2 の基準値を超過した一部地域住民の避難指示。

国から 30km 圏内住民の屋内退避指示(継続)

② 状況確認および対応協議

ア 状況確認

- 県内の環境放射線モニタリング結果について <緊急時モニタリング本部長>
- 気象情報について <事務局通信気象係長>
- その他の収集情報について <事務局情報係長>
- ← ○ 途中、知事公室長からの現地状況報告を受信 [IP-電話]
原子力災害合同対策協議会に出席した知事公室長から、同会議での決定事項等の報告を本部長が受信
- 発電所の状況および今後の見通しについて <関西電力株式会社>

イ 対応協議

- 県版UPZ圏内住民の屋内退避の実施について
 - ・ 福井県内 30km 圏内一部地域で、環境放射線モニタリングの実測値が OIL の基準値を超えたことを踏まえ、高島市に対し、屋内退避の準備を開始するよう要請すること。
 - ・ 高島市内の環境放射線モニタリングを一層強化すること。
 - 今後、万が一県内の一部地域において、環境放射線モニタリング結果が OIL 2 基準値(20 μ Sv/h)を超過した場合の対応について
 - ・ 本部長の求めに応じ、各部局から説明(資料提出は各部局対応、発言求めは本部長の判断)
- | | |
|-----------------------|-------------|
| (例)避難ルートの調整・確保について | …土木交通部、警察本部 |
| 緊急被ばく医療措置について | …健康医療福祉部 |
| 児童・生徒への対応について | …教育委員会 |
| 観光客等一時滞在者、外国人への対応について | …商工観光労働部 |

③ 県・市テレビ会議開催

長浜市、高島市、災害対策地方本部(湖北・高島)に対し、原子力災害合同対策協議会の内容および県の対応方針等を伝達、意見交換

④ 本部長指示

- 高島市内のモニタリングのさらなる強化
- 県民への広報
 - ・ 災害対策本部長名による 2 回目の県民への呼びかけ文について、本部員会議の場で事務局案を提示<事務局総務係長>、協議の上発表文を決定。

C-⑨ 災害対策本部本部員会議運営 事務局説明例（アトライン）

第1回災害対策本部本部員会議

■ 状況確認

(1) 本部長 「本部事務局に、状況報告を求める。」

↓

(2) 事務局報告

① 本部事務局情報係長

これまでの収集情報について報告

- ・原子力事業者、福井県、国からの通報連絡内容
- ・オフサイトセンター派遣職員からの連絡内容
- ・県の体制の推移

など

[報告例]

- ○時○分に、原子力事業者から、○○発電所○号機において、警戒事態に該当する異常事象発生 of 通報を受信。
- これを受け、○時○分に、県では、災害警戒本部および緊急時モニタリング本部を設置。
- ○時○分に、原子力事業者から第2報。事故が拡大し、施設敷地緊急事態に該当、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を受信。
- これを受け、○時○分に、県では、災害対策本部を設置。本部員および幹事の皆様に、連絡員を通じて参集の連絡をしたところ。
- その後、さらに事態は悪化。
○時○分に、原子力事業者から第3報。全面緊急事態に該当、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告を受信。
- 以降は、先ほどの原子力災害合同対策協議会のとおり。
内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出され、5km圏内の住民の避難および30km圏内の住民の屋内退避について、関係自治体に指示が出されたところ。
- 事態は悪化の方向を進んでおり、今後、状況によっては、発電所外部へ放射性物質が拡散されるおそれもあるものと思料。
- なお、これまで県で入手した情報については、逐次、県内市町をはじめ、防災関係機関へ伝達し、情報共有を進めている。

② 本部事務局総務係長

現在の県の体制、対応について報告

- ・本部設置の状況
- ・職員の参集、オフサイトセンターへの派遣状況
- ・他機関との連携状況
- ・後方支援策
- ・県民への広報

など

[報告例]

- 情報係長から報告があったとおり、本県においては、災害対策本部および緊急時モニタリング本部を設置し、情報収集をはじめ、緊急時応急対策を進めている。
- 現在、事務局体制としては、総務係、情報係、通信気象係の3係で構成し、事務局局長以下〇〇名で対応中。
- また、現地との調整および情報収集のため、知事公室長以下〇名の職員を〇〇オフサイトセンターへ派遣中。
- 各部局におかれても、順次人員が参集してきていただいております、本部事務局を中心に、各部局間の連絡調整をしっかりと図っていく。

- 他機関との関係においては、本会議にも出席をいただいているが、最悪の事態を想定し、陸上自衛隊第3戦車大隊および自衛隊滋賀地方協力本部から連絡員を派遣いただいている。原子力事業者からも発電所の状況の確認等のため、職員を派遣いただいているところ。

- なお、事態が悪化の方向に進んでいることから、長期化に備え、交代要員の調整および交代時の引継ぎの徹底を図るとともに、職員の食事の確保などの後方支援についても準備を進めていく。

- また、県民への広報に関してであるが、これまでの原子力事業者からの通報連絡内容、県における災害警戒本部および災害対策本部の設置について、県政記者クラブへ資料提供を行うとともに、県ホームページへ掲載。
併せて、モニタリング情報についても、県ホームページおよびBBCびわ湖放送において、固定型モニタリングポストの観測データを随時提供するとともに、モニタリング車による観測データを加えた資料を〇時〇分以降〇時間おきに県政記者クラブへ資料提供を行うとともに、県ホームページへ掲載。

(3) 本部長 「県内のモニタリング測定状況および気象状況について報告を求める。」

↓

(4) 事務局報告

① 緊急時モニタリング本部長

県内のモニタリング実施状況および測定結果を報告

・モニタリングの実施体制

・測定結果

固定型モニタリングポスト、水準調査ポスト、モニタリング車など

・福井県内の状況

など

[報告例]

○ ○時○分、緊急時モニタリング本部を立ち上げ、県内の環境放射線のモニタリングの監視を強化。現在、県内 15 か所の固定型モニタリングポストによる連続監視と、県版 UPZ 圏内においてモニタリング車 2 台による空間線量率の測定を実施。

○ 固定型モニタリングポストによる最新の測定値は、御覧のとおり。現在のところ、測定値に異常なし。平常値の範囲で推移している。

・ 防災用固定型モニタリングポスト → 県HPをモニターに掲示

・ 水準調査用モニタリングポスト → 原子力規制庁HPをモニターに掲示

○ ○時○分現在のモニタリング車による観測結果は御覧のとおり。こちらも異常なし。

・ モニタリング車による測定結果 → 整理資料をモニターに掲示

② 本部事務局気象通信係長

県内の気象状況および今後の見通しについて報告

・防災情報システムにより気象台から発表されている情報

・彦根気象台からの聞き取り情報

など

[報告例]

○ ○時○分現在の彦根気象台からの発表によると、県内の気象状況は…。

○ 風向きは○○方向であり、

ケース 1 : 万が一の場合、県内の放射性物質の拡散が懸念される所であり、引き続き情報収集に努める。

ケース 2 : 発電所から放射性物質が放出されたとしても、本県への影響は少ないのではないかと推測される。

第2回災害対策本部本部員会議

■ 状況確認

(1) 本部長 「まず、県内のモニタリング測定状況について報告を求める。」

↓

(2) 事務局報告

① 緊急時モニタリング本部長

県内のモニタリング実施状況および測定結果を報告

・モニタリングの実施体制

・測定結果

固定型モニタリングポスト、水準調査ポスト、モニタリング車など

・福井県内の状況

など

[報告例]

○ 第1回本部員会議後、〇〇市内を中心にモニタリングを強化。現在、県内15か所の固定型モニタリングポストによる連続監視と、モニタリング車による測定地点を増やして空間線量率の測定を実施。

○ 固定型モニタリングポストによる最新の測定値は、御覧のとおり。現在のところ、測定値に異常なし。平常値の範囲で推移している。

・ 防災用固定型モニタリングポスト → 県HPをモニターに掲示

・ 水準調査用モニタリングポスト → 原子力規制庁HPをモニターに掲示

○ 〇時〇分現在のモニタリング車による観測結果は御覧のとおり。こちらも異常なし。

・ モニタリング車による測定結果 → 整理資料をモニターに掲示

○ オフサイトセンター派遣中の職員から、福井県内のモニタリングデータを入手。福井県内では、……

② 本部事務局気象通信係長

県内の気象状況および今後の見通しについて報告

・ 防災情報システムにより気象台から発表されている情報

・ 彦根気象台からの聞き取り情報

など

[報告例]

○ 関連して、県内の気象状況について報告申し上げます。〇時〇分現在の彦根気象台からの発表によると、県内の気象状況は……。

- 特に、風向きは〇〇方向であり、
 - ケース1： 万が一の場合、県内の放射性物質の拡散が懸念される場所であり、引き続き情報収集に努める。
 - ケース2： 発電所から放射性物質が放出されたとしても、本県への影響は少ないのではないかと推測される。

(3) 本部長 「その他の状況について本部事務局に報告を求める。」

↓

(4) 事務局報告

① 本部事務局情報係長

第1回本部員会議以降の収集情報について報告

- ・原子力事業者、福井県、国からの通報連絡内容
- ・オフサイトセンター派遣職員からの連絡内容
- ・県の体制の推移

など

[報告例]

- 〇時〇分に、原子力事業者から第*報。事故が拡大し、発電所外部に放射性物質が放出。
- その後、〇時〇分に、原子力事業者から第*報。放射性物質の放出は停止。現在、発電所内の事態は安定に向かって推移している模様。
- なお、引き続き、県で入手した情報については、逐次、県内市町をはじめ、防災関係機関へ伝達し、情報共有を進めている。

滋賀県災害警戒（地方）本部第〇回本部員会議 次 第

日時：平成〇年（〇〇年）〇月〇日（〇）
〇時〇分から
場所：県庁本館2階防災対策会議室

- 1 〇〇 〇〇発電所〇号機における事故発生について
 - (1) 事態の状況について
 - (2) 本県における対応について
 - (3) その他

滋賀県災害対策（地方）本部第〇回本部員会議 次 第

日時：平成〇年（〇〇年）〇月〇日（〇）
〇時〇分から
場所：県庁本館 2 階防災対策会議室

- 1 〇〇 〇〇発電所〇号機における重大事故について
 - (1) 事態の状況について
 - (2) 本県における対応について
 - (3) その他

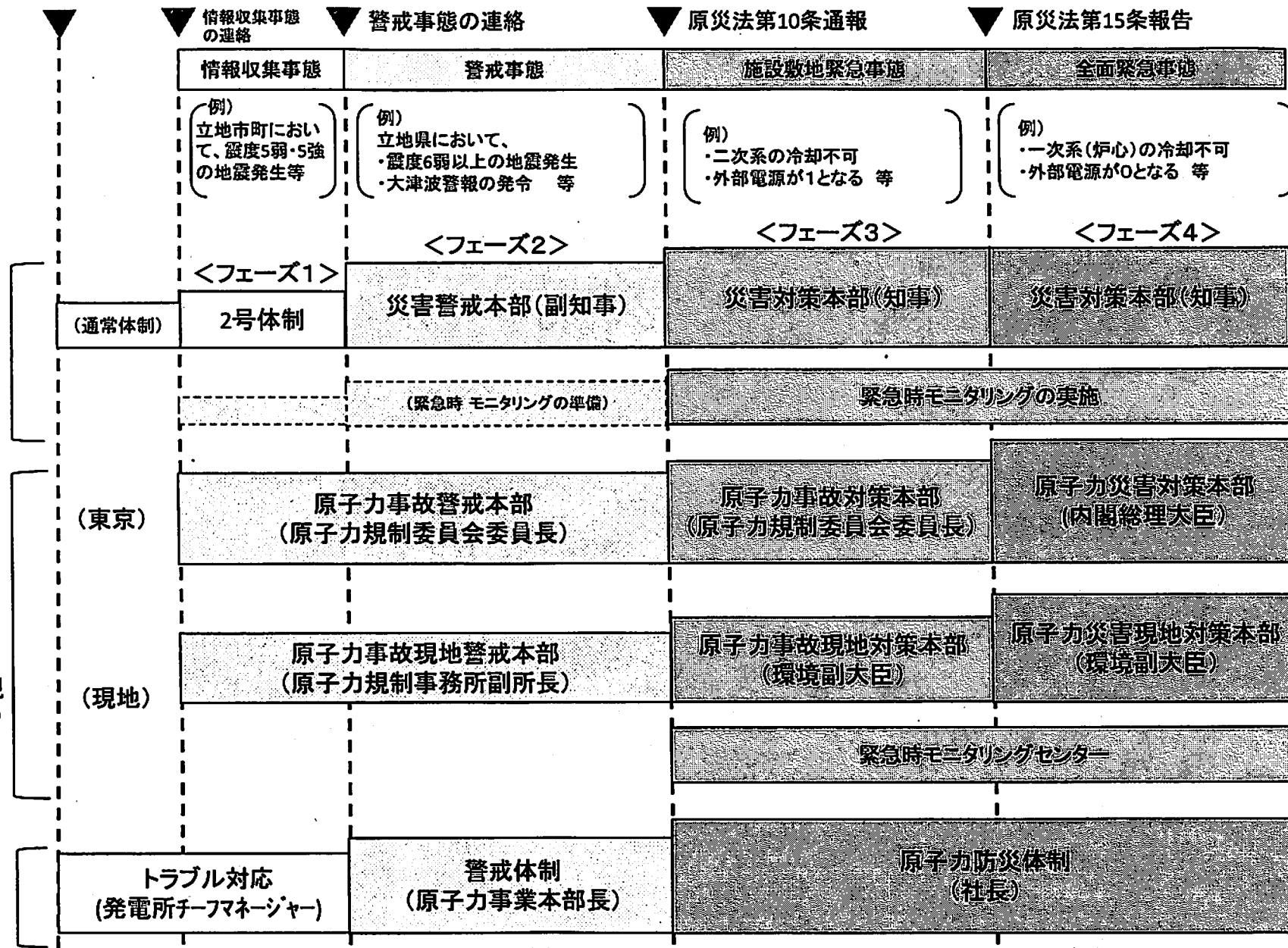
C-⑫ 本部員会議配付資料例

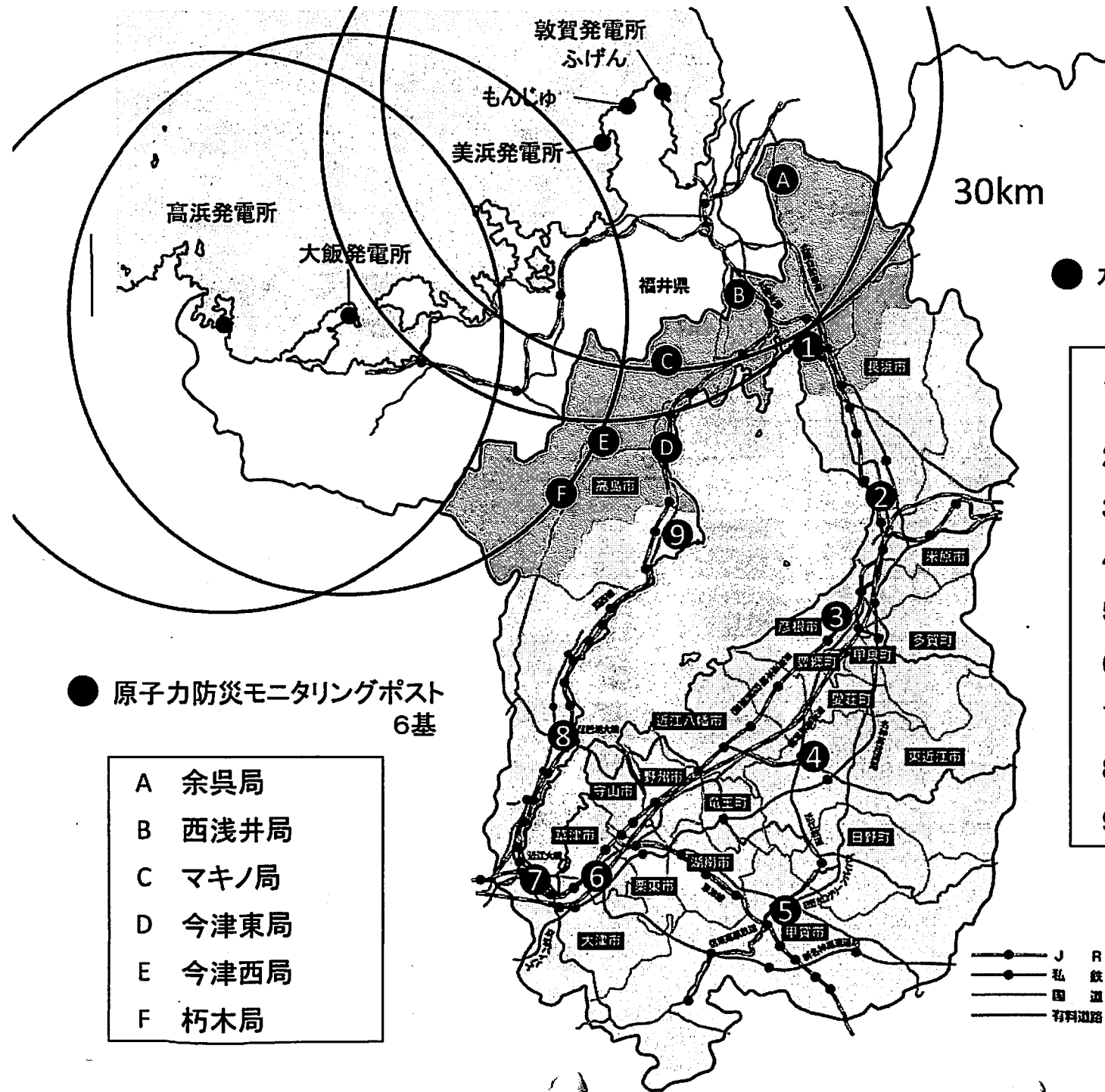
本部員会議での配付資料としては、以下のようなものが考えられる。

- 会議次第
- 配席図
- 原子力発電所との位置関係
- 緊急時活動体制・防護措置について
- モニタリングポスト配置図
- 原子力事業者からの通報連絡文書（10条通報、15条報告、25条報告等）
- 国からの通報連絡文書（要請・指示に係る文書等）
- 県から関係市への防護措置要請文案
- 本部長メッセージ案

緊急時活動体制の考え方について

安全協定に
基づく連絡





● 水準調査用モニタリングポスト
9基

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 長浜土木事務所
木之本支所 |
| 2 | 長浜保健所 |
| 3 | 彦根保健所 |
| 4 | 東近江保健所 |
| 5 | 甲賀保健所 |
| 6 | 草津保健所 |
| 7 | 衛生科学センター |
| 8 | 大津市北消防署 |
| 9 | 高島市南部消防署 |

● 原子力防災モニタリングポスト
6基

- | | |
|---|------|
| A | 余呉局 |
| B | 西浅井局 |
| C | マキノ局 |
| D | 今津東局 |
| E | 今津西局 |
| F | 朽木局 |

●—● J R
—●— 私 鉄
——— 国 道
——— 有料道路

C-⑬ 本部員会議議事録作成様式例

滋賀県災害警戒（地方）本部／滋賀県災害対策（地方）本部 本部員会議議事録

- 1 事案名 ○○発電所における重大事故発生
2 開催日時 平成 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
3 開催場所
4 出席者
5 内容

(1) 概要

ア 協議・決定事項

- ……………
- ……………

イ 報告・共有事項

- ……………
- ……………

(2) 会議録

ア 開会

本部長：……………（発言）

イ 議事

(ア) 事態の状況について

- 事務局：……………（発言）
- 部長：……………（発言）
- 本部長：……………（発言）

(イ) 本県における対応について

- 事務局：……………（発言）
- 部長：……………（発言）
- 副本部長：……………（発言）
- 本部長：……………（発言）

(ウ) その他

- 事務局：……………（発言）

ウ 閉会

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル

各種様式等

D. 広報活動関係

D-①

原子力災害対策に係るポジションペーパー（基本情報整理票）作成例

作成日時：平成〇年〇月〇日 〇時〇分現在

作成者：滋賀県災害対策本部事務局〇〇係 〇〇 〇〇

1 件名

〇〇で発生した〇〇〇〇について

2 発生日時

3 発生場所（発電署名）

4 事故の概要

(1) 原因

(2) 被害状況

ア 人的被害

イ 物的被害

(3) 放射性物質の漏えい、拡大状況

(4) 現在の措置状況

5 滋賀県への影響

(1) 県内の空間放射線量率の測定結果

(2) 滋賀県への放射性物質の影響（可能性）

6 県の対応状況

(1) 県の体制

(2) 対策の概要

7 その他

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名：防災危機管理局

担当名：(災害警戒本部事務局総務・広報班)

担当者名：

内線：3444

電話：077-528-3445

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生に係る「滋賀県災害警戒本部」 の設置および第1回本部員会議の開催について

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、〇〇発電所〇号機において発生した異常事象に係る警戒体制を強化するため、滋賀県防災計画(原子力災害対策編)および滋賀県災害警戒本部設置要綱に基づき、同日〇時〇分に「滋賀県災害警戒本部」を設置しました。

また、下記のとおり第1回本部員会議を開催しますので、併せてお知らせします。

記

1 日時

平成〇年〇月〇日(〇) 〇時〇分から

2 場所

県庁本館2階防災対策会議室

3 構成員等

(1) 本部長

〇〇副知事

(2) 副本部長

〇〇防災危機管理監

(3) 本部員

知事直轄組織管理監、企画調整課長、人事課長、環境政策課長、健康福祉政策課長、商工政策課長、農政課長、監理課長、会計管理局次長(管理課長事務取扱)、企業庁総務課長、病院事業庁経営管理課長、教育委員会事務局教育総務課長、警察本部警備第二課長

(4) 本部事務局

防災危機管理局職員で構成

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名：防災危機管理局

担当名：(災害対策本部事務局総務係)

担当者名：

内線：3444

電話：077-528-3445

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所〇号機における事故発生に係る「滋賀県災害対策本部」 の設置および第1回本部員会議の開催について

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、〇〇発電所〇号機において発生した事故に係る対策を実施するため、滋賀県災害対策本部条例、滋賀県災害対策本部要綱および滋賀県防災計画(原子力災害対策編)に基づき、同日〇時〇分に「滋賀県災害対策本部」を設置しました。

また、下記のとおり第1回本部員会議を開催しますので、併せてお知らせします。

記

1 日時

平成〇年〇月〇日(〇) 〇時〇分から

2 場所

県庁本館2階防災対策会議室

3 構成員等

(1) 本部長

〇〇知事

(2) 副本部長

〇〇副知事

(3) 本部員

知事公室長、防災危機管理監、総合政策部長、総務部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、会計管理者、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長

(4) 本部事務局

ア 事務局長

防災危機管理局副局長

イ 事務局次長

知事直轄組織管理監

ウ 事務局職員

防災危機管理局職員で構成

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名：防災危機管理局

担当名：(災害対策本部事務局総務係)

担当者名：

内線：3444

電話：077-528-3445

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所〇号機における事故発生に係る「滋賀県災害対策本部」 第〇回本部員会議の結果について

標記会議を開催しましたので、その結果概要についてお知らせします。

記

1 日時

平成〇年〇月〇日(〇) 〇時〇分から〇時〇分まで

2 場所

県庁本館2階防災対策会議室

3 出席者

本部長 〇〇知事

副本部長 〇〇副知事

本部員長 防災危機管理監、総合政策部長、総務部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、
商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、会計管理者、企業庁長、病院事
業庁長、教育長、警察本部長

本部事務局 事務局長 防災危機管理局副局長

事務局次長 知事直轄組織管理監

事務局 原子力防災室長、防災危機管理局参事ほか

※ 知事公室長は、〇〇オフサイトセンターへ派遣中

4 内容

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名：防災危機管理局

担当名：(災害対策本部事務局総務係)

担当者名：

内線：3444

電話：077-528-3445

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における事故発生に係る「滋賀県災害対策本部」 第〇回本部員会議の開催について

下記のとおり第〇回本部員会議を開催しますので、お知らせします。

記

1 日時

平成〇年〇月〇日(〇) 〇時〇分から

2 場所

県庁本館2階防災対策会議室

3 出席予定者

本部長 〇〇知事

副本部長 〇〇副知事

本部員 防災危機管理監、総合政策部長、総務部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、
商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、会計管理者、企業庁長、病院事
業庁長、教育長、警察本部長

本部事務局 事務局長 防災危機管理局副局長

事務局次長 知事直轄組織管理監

事務局 防災危機管理局参事、原子力防災室参事ほか

※ 知事公室長は、〇〇オフサイトセンターへ派遣中

資料提供

提供年月日：平成 年(. 年) 月 日
部局名：防災危機管理局
担当者名：(災害警戒本部事務室情報班)
内線：3444
電話：077-528-3445
E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について

(〇月〇日 〇時〇分現在)

平成〇年〇月〇日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において異常が発生しましたので、お知らせします。

記

1 異常の内容

- 〇時〇分現在の原子力事業者からの報告内容は、別添のとおりです。

2 外部への影響

- 原子力事業者からの報告では、現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。
- また、滋賀県(6局)および原子力規制庁(9局)が県内に設置しているモニタリングポストでも、異常な数値は観測されていません。

<参考>県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 滋賀県では、今後も引き続き、福井県や国(原子力規制庁)などと協力して、情報の収集に当たります。

4 今後の見通し

- 新しい情報を入手次第、またお知らせします。

5 県民の皆様へ

- 現段階では、県民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。地元の市町からのお知らせや、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名：防災危機管理局

担当者名：(災害対策本部事務局情報係)

内線：3444

電話：077-528-3445

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について(第〇報)

(〇月〇日 〇時〇分現在)

本日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において発生した異常について、新しい情報をお知らせします。

記

1 事態の状況

- 〇時〇分、原子力事業者から新たに通報があり、〇〇発電所において事故が発生したことが確認されました。〇時〇分現在の原子力事業者からの通報内容は、別添のとおりです。

2 外部への影響

- 原子力事業者からの報告では、現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。
- また、滋賀県(6局)および原子力規制庁(9局)が県内に設置しているモニタリングポストでも、異常な数値は観測されていません。

<参考>県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 〇時〇分 滋賀県災害対策本部設置
- 滋賀県では、福井県や国(原子力規制庁)、その他の関係機関と協力して、引き続き情報の収集に当たっています。

4 今後の見通し

- 今後、新しい情報を入手次第、またお知らせします。

5 県民の皆様へ

- 現段階では、県民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。地元の市町からのお知らせや、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。
- 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しました。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。

<問合せ・相談窓口>

滋賀県災害対策本部問合せ相談窓口 TEL : 077-528-****

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名： 防災危機管理局

担当者名： (災害対策本部事務局情報係)

内線： 3444

電話： 077-528-3445

E-mail： as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について(第〇報)

(〇月〇日 〇時〇分現在)

本日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において発生した異常について、新しい情報をお知らせします。

記

1 事態の状況

- 〇時〇分、原子力事業者から新たに報告があり、〇〇発電所において全交流電源が喪失されたことが判明しました。〇時〇分現在の原子力事業者からの報告内容は、別添のとおりです。

2 外部への影響

- 原子力事業者からの報告では、現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。
- また、滋賀県(6局)および原子力規制庁(9局)が県内に設置しているモニタリングポストでも、異常な数値は観測されていません。

<参考> 県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・ 滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・ 原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 〇時〇分 滋賀県災害対策本部設置
- 滋賀県では、福井県や国(原子力規制庁)、その他の関係機関と協力して、引き続き情報の収集に当たっています。

4 今後の見通し

- 今後、新しい情報を入手次第、またお知らせします。

5 県民の皆様へ

- 現段階では、県民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。地元の市町からのお知らせや、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。
- 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しました。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。

<問合せ・相談窓口>

滋賀県災害対策本部問合せ相談窓口 TEL : 077-528-****

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名：防災危機管理局

担当者名：(災害対策本部事務局情報係)

内線：3444

電話：077-528-3445

E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について(第〇報)

(〇月〇日 〇時〇分現在)

本日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において発生した異常について、新しい情報をお知らせします。

記

1 事態の状況

- 〇時〇分、原子力事業者からの報告により、〇〇発電所において重大な事故に進展したことが判明しました。〇時〇分現在の原子力事業者からの報告内容は、別添のとおりです。
- このため、〇時〇分、別添のとおり、内閣総理大臣により原子力緊急事態の宣言が発表されました。

2 外部への影響

- 原子力事業者からの報告では、現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。
- また、滋賀県(6局)および原子力規制庁(9局)が県内に設置しているモニタリングポストでも、異常な数値は観測されていません。

<参考>県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 〇時〇分 滋賀県災害対策本部設置
- 重大な事故の発生に伴い、滋賀県では、福井県や国(原子力規制庁)、その他の関係機関と協力して、引き続き情報の収集に当たりますとともに、防災対応を進めていきます。

4 今後の見通し

- 今後、状況に変化がありましたら、またお知らせします。

5 県民の皆様へ

- 現段階では、県民の皆さんが避難はもちろん、屋内退避などの特別な行動をとる必要はありませんが、次のような点に注意して、今後のお知らせをお待ちください。
 - ・ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等のスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。
 - ・ 福井県内への電話の利用は自粛してください(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)
- 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しています。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。

<問合せ・相談窓口>

滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL : 077-528-****

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日
部局名：防災危機管理局
担当者名：(災害対策本部事務局情報係)
内線：3444
電話：077-528-3445
E-mail：as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について(第〇報)

(〇月〇日 〇時〇分現在)

本日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において発生した異常について、新しい情報をお知らせします。

記

1 事態の状況

- 〇時〇分、原子力事業者からの報告により、〇〇発電所において放射性物質が外部に漏れたことが判明しました。〇時〇分現在の原子力事業者からの報告内容は、別添のとおりです。

2 外部への影響

- 原子力事業者からの報告では、〇〇において、毎時〇マイクロシーベルトの放射線が検出されています。
- しかし、滋賀県(6局)および原子力規制庁(9局)が県内に設置しているモニタリングポストにおいては、異常な数値は観測されていません。

<参考> 県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 〇時〇分 滋賀県災害対策本部設置
- 重大な事故の発生に伴い、滋賀県では、福井県や国(原子力規制庁)、その他の関係機関と協力して、引き続き情報の収集に当たりますとともに、防災対応を進めています。

4 今後の見通し

- 今後、状況に変化がありましたら、またお知らせします。

5 県民の皆様へ

- ○時○分現在、○○発電所から 30km 圏内の以下の地区に対し、屋内退避の指示が出されています。

長浜市：○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区、

高島市：○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区、○○小学校区

- これらの地区の皆さんは、自宅などの建物の中に入ってください。その際には、次のような点に注意してください。

・ 屋外にいた場合には、マスクをしたり、タオルやハンカチなどで口・鼻をおおって、建物内に入ってください。

・ 外から帰ってきたら、顔や手を洗い、衣服を着替えましょう(着替えた衣服はビニール袋に保管しましょう。)

・ 建物内では、ドアや窓をすべて閉め、換気扇なども止めてください。

・ テレビ、ラジオのスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。

・ 電話の利用は自粛してください。(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)

- その他の地域では、避難はもちろん、屋内退避などの特別な行動をとる必要はありませんが、次のような点に注意して、今後のお知らせをお待ちください。

・ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等のスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。

・ 福井県内への電話の利用は自粛してください(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)

- 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しています。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。

<問合せ・相談窓口>

滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL：077-528-****

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名： 防災危機管理局

担当者名： (災害対策本部事務局情報係)

内線： 3444

電話： 077-528-3445

E-mail： as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について(第〇報)

(〇月〇日 〇時〇分現在)

本日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において発生した異常について、新しい情報をお知らせします。

記

1 事態の状況

- 〇時〇分、原子力事業者からの報告により、〇〇発電所における放射性物質の外部への放出が停止したことが判明しました。〇時〇分現在の原子力事業者からの報告内容は、別添のとおりです。

2 外部への影響

- 原子力事業者からの報告では、〇〇において、毎時**マイクロシーベルトの放射線が検出されています。
- 〇時〇分現在、滋賀県内の以下の放射線測定地点において、異常値が観測されました。
 - ・ モニタリングポストによる測定値 〇〇局：〇μSv/h、〇〇局：〇μSv/h
 - ・ モニタリング車による測定値 〇〇小学校：〇μSv/h、〇小学校〇：〇μSv/h

※ 通常の値は0.01～0.2μSv/hです。

<参考> 県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・ 滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・ 原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 〇時〇分 滋賀県災害対策本部設置
- 重大な事故の発生に伴い、滋賀県では、福井県や国(原子力規制庁)、その他の関係機関と協力して、引き続き情報の収集に当たりますとともに、防災対応を進めています。

4 今後の見通し

- 今後、状況に変化がありましたら、またお知らせします。

5 県民の皆様へ

- 放射線測定地点において異常値が観測された以下の地区の皆さんにおかれては、地元市町からの今後の情報や指示に十分注意してください。

長浜市：〇〇小学校区

高島市：〇〇小学校区

- 〇時〇分現在、〇〇発電所から 30km 圏内の以下の地区に対し、屋内退避の指示が出されています。

長浜市：〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、

高島市：〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区

- これらの地区の皆さんは、自宅などの建物の中に入ってください。その際には、次のような点に注意してください。

・ 屋外にいた場合には、マスクをしたり、タオルやハンカチなどで口・鼻をおおって、建物内に入ってください。

・ 外から帰ってきたら、顔や手を洗い、衣服を着替えましょう(着替えた衣服はビニール袋に保管しましょう。)

・ 建物内では、ドアや窓をすべて閉め、換気扇なども止めてください。

・ テレビ、ラジオのスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。

・ 電話の利用は自粛してください。(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)

- その他の地域では、避難はもちろん、屋内退避などの特別な行動をとる必要はありませんが、次のような点に注意して、今後のお知らせをお待ちください。

・ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等のスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。

・ 福井県内への電話の利用は自粛してください(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)

- 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しています。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。

<問合せ・相談窓口>

滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL：077-528-****

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日
部局名： 防災危機管理局
担当者名： (災害対策本部事務局情報係)
内線： 3444
電話： 077-528-3445
E-mail： as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について(第〇報)

(〇月〇日 〇時〇分現在)

本日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において発生した異常について、新しい情報をお知らせします。

記

1 事態の状況

- 〇時〇分、原子力事業者からの報告により、〇〇発電所において、〇〇〇〇〇〇されたことが判明しました。〇時〇分現在の原子力事業者からの報告内容は、別添のとおりです。

2 外部への影響

- 〇〇発電所から外部への放射性物質の放出は停止していますが、〇時〇分現在、滋賀県内の以下の放射線測定地点において、異常値が観測されています。
 - ・ モニタリングポストによる測定値 〇〇局：〇 μ Sv/h、〇〇局：〇 μ Sv/h
 - ・ モニタリング車による測定値 〇〇小学校：〇 μ Sv/h、〇〇小学校：〇 μ Sv/h

※ 通常の値は0.01~0.2 μ Sv/hです。

<参考>県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・ 滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・ 原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 〇時〇分 滋賀県災害対策本部設置
- 滋賀県では、福井県や国(原子力規制庁)、その他の関係機関と協力して、引き続き情報の収集に当たりますとともに、防災対応を進めています。

4 今後の見通し

- 今後、新しい情報を入手し次第、情報を提供します。
また、特に新しい情報がない場合でも、〇時〇分頃に情報提供を行います。

5 県民の皆様へ

- 〇時〇分現在、以下の地区に対し、一週間以内の一時移転(避難)の指示が出されています。
長浜市：〇〇小学校区
高島市：〇〇小学校区
- これらの地区の皆さんは、指定された集合場所に集まり、地元の市の指示にしたがって行動してください。
なお、避難する際には、次のような点に注意してください。
 - ・ 隣近所に声をかけ、助け合いながら避難してください。
 - ・ 電気器具のスイッチ、ガスの元栓など火の元を確認し、窓や玄関などの戸締まりにも注意してください。
 - ・ 現金、預金通帳などの貴重品のほか、携帯ラジオ、非常食、1～2日分の着替えなど、非常持ち出し品を持ってください。
 - ・ 自家用車は、交通渋滞の原因となりますので、使用しないでください。
 - ・ 避難集合場所には、市の職員が待機しています。職員の指示に従って、落ち着いて行動してください。
- また、〇時〇分現在、〇〇発電所から 30km 圏内の以下の地区に対し、屋内退避の指示が出されています。
長浜市：〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、
高島市：〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区
- これらの地区の皆さんは、自宅などの建物の中に入ってください。その際には、次のような点に注意してください。
 - ・ 屋外にいた場合には、マスクをしたり、タオルやハンカチなどで口・鼻をおおって、建物内に入ってください。
 - ・ 外から帰ってきたら、顔や手を洗い、衣服を着替えましょう(着替えた衣服はビニール袋に保管しましょう。)
 - ・ 建物内では、ドアや窓をすべて閉め、換気扇なども止めてください。
 - ・ テレビ、ラジオのスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。
 - ・ 電話の利用は自粛してください。(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)
- その他の地域では、避難はもちろん、屋内退避などの特別な行動をとる必要はありませんが、次のような点に注意して、今後のお知らせをお待ちください。
 - ・ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等のスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。
 - ・ 福井県内への電話の利用は自粛してください(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)
- 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しています。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。
<問合せ・相談窓口>
滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL：077-528-****

資料提供

提供年月日：平成 年(年) 月 日

部局名： 防災危機管理局

担当者名： (災害対策本部事務局情報係)

内線： 3444

電話： 077-528-3445

E-mail： as0006@pref.shiga.lg.jp

〇〇発電所における異常事象の発生について(第〇報)

(〇月〇日 〇時〇分現在)

本日午前(午後)〇時〇分、〇〇発電所において発生した異常について、新しい情報をお知らせします。

記

1 事態の状況

- 〇 〇時〇分、原子力事業者から、〇〇発電所における〇〇〇〇〇が確保され、事態が安定したとの報告がありました。〇時〇分現在の原子力事業者からの報告内容は、別添のとおりです。

2 外部への影響

- 〇 〇〇発電所から外部への放射性物質の放出は停止していますが、〇時〇分現在、滋賀県内の以下の放射線測定地点において、異常値が観測されています。
 - ・ モニタリングポストによる測定値 〇〇局：〇 μ Sv/h、〇〇局：〇 μ Sv/h
 - ・ モニタリング車による測定値 〇〇小学校：〇 μ Sv/h、〇〇小学校：〇 μ Sv/h

※ 通常のは値は0.01~0.2 μ Sv/hです。

<参考> 県内のモニタリングポストによる放射線の観測データ

※モニタリングポストの設置場所は、別添参照

- ・ 滋賀県ホームページ (http://shiga-houshasen.info/sokutei_ichiran.html)
- ・ 原子力規制庁ホームページ(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>)

3 県の体制および対応状況

- 〇 〇時〇分 滋賀県災害警戒本部設置
- 〇 〇時〇分 滋賀県災害対策本部設置
- 〇 滋賀県では、福井県や国(原子力規制庁)、その他の関係機関と協力して、引き続き情報の収集に当たりますとともに、万が一に備え、防災対応を進めています。

4 今後の見通し

- 今後、新しい情報を入手し次第、情報を提供します。
また、特に新しい情報がない場合でも、〇時〇分頃に情報提供を行います。

5 県民の皆様へ

- 〇時〇分現在、以下の地区に対し、一週間以内の一時移転(避難)の指示が出されています。
長浜市：〇〇小学校区
高島市：〇〇小学校区
- これらの地区の皆さんは、指定された集合場所に集まり、地元の市の指示にしたがって行動してください。
なお、避難する際には、次のような点に注意してください。
 - ・ 隣近所に声をかけ、助け合いながら避難してください。
 - ・ 電気器具のスイッチ、ガスの元栓など火の元を確認し、窓や玄関などの戸締まりにも注意してください。
 - ・ 現金、預金通帳などの貴重品のほか、携帯ラジオ、非常食、1～2日分の着替えなど、非常持ち出し品を持ってください。
 - ・ 自家用車は、交通渋滞の原因となりますので、使用しないでください。
 - ・ 避難集合場所には、市の職員が待機しています。職員の指示に従って、落ち着いて行動してください。
- また、〇時〇分現在、〇〇発電所から 30km 圏内の以下の地区に対し、屋内退避の指示が出されています。
長浜市：〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、
高島市：〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区、〇〇小学校区
- これらの地区の皆さんは、自宅などの建物の中に入ってください。その際には、次のような点に注意してください。
 - ・ 屋外にいた場合には、マスクをしたり、タオルやハンカチなどで口・鼻をおおって、建物内に入ってください。
 - ・ 外から帰ってきたら、顔や手を洗い、衣服を着替えましょう(着替えた衣服はビニール袋に保管しましょう。)
 - ・ 建物内では、ドアや窓をすべて閉め、換気扇なども止めてください。
 - ・ テレビ、ラジオのスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。
 - ・ 電話の利用は自粛してください。(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)
- その他の地域では、避難はもちろん、屋内退避などの特別な行動をとる必要はありませんが、次のような点に注意して、今後のお知らせをお待ちください。
 - ・ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等のスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意してください。
 - ・ 福井県内への電話の利用は自粛してください(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるためです。)
- 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しています。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。
<問合せ・相談窓口>
滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL：077-528-****

資料提供文添付

30km

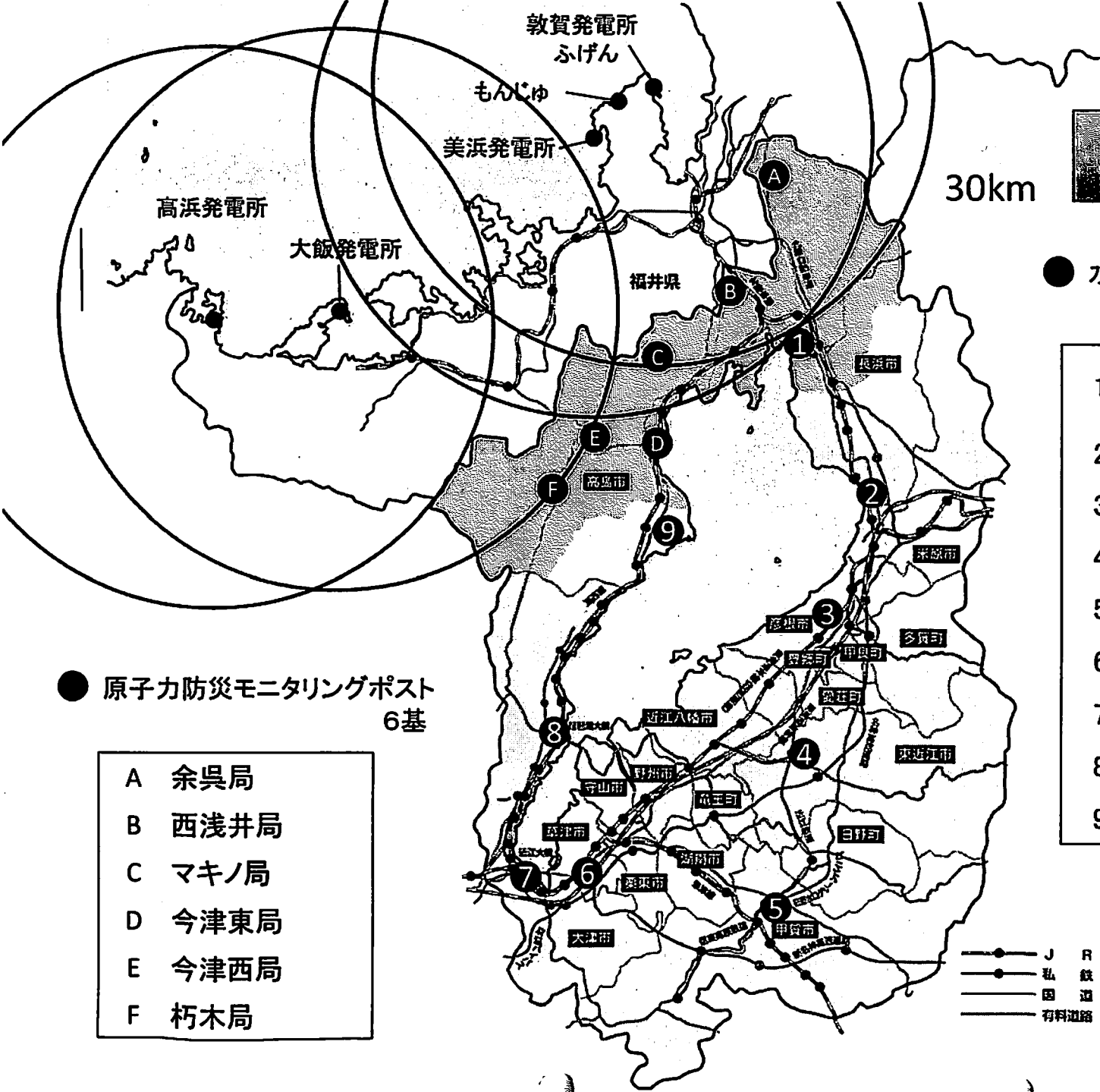
● 水準調査用モニタリングポスト 9基

- 1 長浜土木事務所
木之本支所
- 2 長浜保健所
- 3 彦根保健所
- 4 東近江保健所
- 5 甲賀保健所
- 6 草津保健所
- 7 衛生科学センター
- 8 大津市北消防署
- 9 高島市南部消防署

● 原子力防災モニタリングポスト 6基

- A 余呉局
- B 西浅井局
- C マキノ局
- D 今津東局
- E 今津西局
- F 朽木局

● J R
● 私鉄
— 国道
— 有料道路



<参考> 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）を含む小学校区一覧

…原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

長浜市

小学校名	通学区域（字名）	
小谷小学校	湖北町伊部	
	湖北留目	
	小谷上山田町	
	湖北町三俣	
	湖北町河毛	
	小谷美濃山町	
	小谷郡上町	
	湖北町山脇	
	下山田	
	小谷下野町	
	湖北町別所	
	速水小学校	湖北町青名
		湖北高田町
湖北今町		
湖北町猫口		
湖北町小倉		
湖北町速水		
湖北町賀		
湖北町南速水		
湖北町小今		
湖北町馬渡		
湖北町沢		
湖北町八日市		
湖北町大安寺		
富永小学校	高月町雨森	
	高月町保証寺	
	高月町井口	
	高月町洞戸	
	高月町尾山	
	高月町持寺	
	高月町高野	
高月小学校	高月町宇根	
	高月町高月	
	高月町落川	
	高月町渡岸寺	
	高月町東阿閉	
	高月町馬上	
	高月町柏原	
	高月町森本	

小学校名	通学区域（字名）
古保利小学校	高月町片山
	高月町西柳野
	高月町熊野
	高月町東柳野
	高月町重則
	高月町松尾
	高月町西阿閉
	高月町柳野中
	高月町西野
	七郷小学校
高月町東物部	
高月町唐川	
高月町布施	
高月町西物部	
高月町横山	
高月町東高田	
杉野小学校	木之本町音羽
	木之本町杉野
	木之本町金居原
	木之本町杉本
高時小学校	木之本町石道
	木之本町小山
	木之本町天見
	木之本町古橋
	木之本町川合
	木之本町朱之本
木之本小学校	木之本町田部
	木之本町黒田
	木之本町廣瀬
	木之本町千田
	木之本町赤尾
伊香具小学校	木之本町西山
	木之本町大音
	木之本町飯浦
	木之本町北布施
	木之本町山梨子
	木之本町田居

<参考> 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）を含む小学校区一覧



…原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

長浜市

小学校名	通学区域（字名）
余呉小学校	余呉町池原
	余呉町菅並
	余呉町今市
	余呉町摺墨
	余呉町小谷
	余呉町田戸
	余呉町奥川並
	余呉町権坂
	余呉町小原
	余呉町中河内
	余呉町尾羽梨
	余呉町中之郷
	余呉町上丹生
	余呉町針川
	余呉町川並
	余呉町東野
	余呉町国安
	余呉町文室
	余呉町坂回
	余呉町八戸
	余呉町下丹生
	余呉町柳ヶ瀬
	余呉町下余呉
	余呉町鷺見
余呉町新堂	

小学校名	通学区域（字名）
塩津小学校	西浅井町杵樹
	西浅井町野坂
	西浅井町塩津中
	西浅井町祝山
	西浅井町塩津浜
	西浅井町岩熊
	西浅井町集福寺
	西浅井町余
	西浅井町月出
	西浅井町横波
永原小学校	西浅井町太浦
	西浅井町中
	西浅井町小山
	西浅井町八田部
	西浅井町黒山
	西浅井町山門
	西浅井町庄
	西浅井町山田
西浅井町菅浦	

<参考>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）を含む小学校区一覧

…原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

高島市

小学校名	通学区域（字名）
マキノ東小学校	マキノ町海津
	マキノ町西浜
	マキノ町高木浜
マキノ西小学校	マキノ町寺久保
	マキノ町蛸回
	マキノ町石屋
	マキノ町牧野
	マキノ町白谷
	マキノ町上開田
	マキノ町下開田
	マキノ町辻
マキノ南小学校	マキノ町森西
	マキノ町沢
	マキノ町知内
	マキノ町新保
	マキノ町中庄
	マキノ町大沼
	マキノ町小荒路
マキノ北小学校	マキノ町野口
	マキノ町山中
	マキノ町下
	マキノ町蒲
マキノ北小学校 在原分校	マキノ町在原
今津東小学校	今津町今津
	今津町松陽台
	今津町住吉
	今津町中沼
	今津町名小路
	今津町舟橋
	今津町桜町
	今津町南新保
	今津町弘川
	今津町大供
	今津町大供大門
	今津町下弘部
	今津町上弘部
	今津町福生
	今津町梅原
	今津町岸脇
	今津町浜分のうち領家、石田および川尻

小学校名	通学区域（字名）
今津北小学校	今津町酒波
	今津町福岡
	今津町白燈前
	今津町桂
	今津町北仰
	今津町深清水
	今津町浜分のうち辻
	今津町南生見
	今津町北生見
	今津町角川
今津西小学校	今津町保坂
	今津町途中谷
	今津町杉山
	今津町天増川
	今津町棕川
	朽木市場
	朽木野尻
	朽木荒川
朽木東小学校	朽木麻生
	朽木地子原
	朽木登洞谷
	朽木柄生
	朽木村井
	朽木大野
	朽木古川
	朽木岩瀬
	朽木柏
	朽木宮前坊
朽木西小学校	朽木龍家
	朽木小入谷
	朽木生杉
	朽木中牧
	朽木古屋
	朽木桑原
	朽木平良
	朽木小川

<参考>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）を含む小学校区一覧



…原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

高島市

小学校名	通学区域（字名）
広瀬小学校	安曇川町下古賀
	安曇川町上古賀
	安曇川町長尾
	安曇川町中野
	安曇川町南古賀（梅の子を除く全域）
	安曇川町田中（泰山寺のみ）
安曇小学校	安曇川町田中（泰山寺を除く全域）
	安曇川町三尾里
	安曇川町西万木
	安曇川町五番頭
	安曇川町常磐木
	安曇川町南古賀（梅の子のみ）
	安曇川町中央
	安曇川町末広
高島小学校	鶴川
	勝野
	永田
	音羽
	鴨
	宮野
	鴨川平
	野田
	武曾横山
	高島
	拝戸
	中溝
	鹿ヶ瀬
	黒谷
	畑
	城山台
新旭南小学校	新旭町新庄
	新旭町安井川
	新旭町北畑
	新旭町菜園（深溝を除く全域）
	新旭町太田

小学校名	通学区域（字名）
新旭北小学校	新旭町製庭
	新旭町熊野本
	新旭町旭
	新旭町針江
	新旭町深溝
	新旭町菜園（深溝のみ）

D-⑭ SNS による情報発信文 作成例①

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所における異常事象の発生について（第〇報）」
発信事項	〇〇発電所における異常事象の発生
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	〇月〇日午前〇時〇分に〇〇発電所において異常が発生しました。〇時〇分現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。また、県内のモニタリングポストでも異常数値は観測されていません。県民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、今後の情報に注意してください。
特記事項	

SNS による情報発信文 作成例②

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所〇〇号機における事故発生に係る『滋賀県災害対策本部』第1回本部員会議の結果について」
発信事項	UPZ30km 圏内屋内退避の実施
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	〇月〇日午前〇時〇分に発生した〇〇発電所における重大事故を受け、発電所から 30km 圏内の地域の皆さんに、自宅などの建物の中へ退避いただくことを決定しました。対象地域など詳しくは、県ホームページ（URL： _____）を御確認ください。その他の地域では、県民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、今後の情報に注意してください。
特記事項	

SNS による情報発信文 作成例③

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所における異常事象の発生について（第〇報）」 「環境放射線モニタリング結果について（第〇報）」
発信事項	平成〇年〇月〇日 〇時〇分現在の状況
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	〇〇発電所において発生した重大事故に関連して、〇時〇分現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。また、県内のモニタリングポストでも異常数値は観測されていません。詳しくは県ホームページ（URL： _____）を御確認ください。
特記事項	

SNS による情報発信文 作成例④

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所における異常事象の発生について（第〇報）」
発信事項	放射性物質の外部への放出
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	〇〇発電所において発生した重大事故について、原子力事業者からの報告により、放射性物質が発電所外部へ放出されたことが判明しました。なお、〇時〇分現在、県内のモニタリングポストにおいて、異常な数値は観測されていませんが、今後の情報に注意していただくとともに、冷静な対応をお願いします。
特記事項	

SNS による情報発信文 作成例⑤

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所における異常事象の発生について（第〇報）」
発信事項	放射性物質の外部への放出停止
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	〇〇発電所において発生した重大事故について、原子力事業者からの報告によりますと、放射性物質の外部への放出は停止した模様です。なお、〇時〇分現在、県内のモニタリングポストにおいて、異常な数値は観測されていません。今後の情報に注意していただくとともに、冷静な対応をお願いします。
特記事項	

SNS による情報発信文 作成例⑥

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所〇〇号機における事故発生に係る『滋賀県災害対策本部』第2回本部員会議の結果について」
発信事項	一時移転および飲食物の摂取制限
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	〇〇発電所において発生した重大事故について、30分間程度放射性物質が外部に放出された影響により、県内の一部地域で、放射線のモニタリング結果が高い値を観測したため、該当地域において、一時移転（避難）および飲食物の摂取制限を実施いただくことを決定しました。対象地域など詳しくは、県ホームページ（URL： _____）を御確認ください。
特記事項	

SNS による情報発信文 作成例⑦

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所における異常事象の発生について（第〇報）」
発信事項	相談窓口の設置
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	滋賀県では、今回の〇〇発電所での重大事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談のための専用窓口を設けています。分からないことや、心配なことなどがありましたら、お問い合わせください。電話番号は、077-528-〇〇〇〇です。
特記事項	

SNS による情報発信文 作成例⑧

No. _____

参照資料	報道機関向け発表資料 「〇〇発電所における異常事象の発生について（第〇報）」
発信事項	県内の放射線測定値異常継続（平成〇年〇月〇日 〇時〇分の状況）
発信時間	平成〇年〇月〇日 〇時〇分
発信文 (28文字/行)	〇〇発電所において発生した重大事故について、〇時〇分現在、県内の放射線測定地点において、異常値が観測されています。放射線モニタリング情報および今回の事故における現在の対応状況、県民の皆さんにお願いしたいことなど詳しくは、県ホームページ（URL： _____）を御確認ください。
特記事項	

D-15 しらがメール発信文 作成例

① 異常事象発生

平成〇年〇月〇日午前（午後）〇時〇分、福井県所在の〇〇原発において異常が発生しました。

地元の市町からのお知らせや、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

（参考）県内の放射線測定結果は、以下を参照してください。

<http://www.shiga-housyasen.info/i/>

② 重大事故発生、屋内退避指示

平成〇年〇月〇日午前（午後）〇時〇分、福井県所在の〇〇原発において重大事故が発生し、〇時〇分、内閣総理大臣による原子力緊急事態の宣言が発表されました。

また、〇〇原発から 30km 圏内の以下の地区に対し、屋内退避の指示が出されました。これらの地区の皆さんは、自宅などの建物の中に入ってください。

〇〇市：〇〇小学校（……（字名））

（参考）県内の放射線測定結果は、以下を参照してください。

<http://www.shiga-housyasen.info/i/>

③ OIL 2 基準値超過、一時移転指示

平成〇年〇月〇日午前（午後）〇時〇分、福井県所在の〇〇原発において重大事故が発生し、県内の以下の放射線測定地点において異常値が観測されました。

平成〇年〇月〇日午前（午後）〇時〇分現在 〇〇市〇〇：〇 μ Sv/h

このため、以下の地区に対し、一週間以内の一時移転（避難）の指示が出されましたので、該当地区にお住まいの方は、地元の市の指示に従い、落ち着いて行動してください。

〇〇市：〇〇小学校区（……（字名））

（参考）県内の放射線測定結果は、以下を参照してください。

<http://www.shiga-housyasen.info/i/>

④ モニタリング結果情報提供

平成〇年〇月〇日午前（午後）〇時〇分現在の県内の放射線測定結果をお知らせします。いずれの測定地点も平常値の範囲内です。

長浜市余呉町中河内：〇 μ Sv/h

長浜市西浅井町山門：〇 μ Sv/h

高島市マキノ町牧野：〇 μ Sv/h

高島市今津町弘川：〇 μ Sv/h

高島市今津町保坂：〇 μ Sv/h

高島市朽木市場：〇 μ Sv/h

県民の皆さまへ

滋賀県では、本日発生した〇〇 〇〇発電所〇号機における重大事故を受け、滋賀県災害対策本部を設置し、国や福井県、その他の関係機関と協力して、情報の収集に当たりますとともに、防災対応を進めています。

現在のところ、原子力事業者からの報告では、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。

また、滋賀県(6局)および原子力規制庁(9局)が県内に設置しているモニタリングポストにおいても、異常な数値は観測されていません。

しかし、念のため、発電所から30km圏内の地区において、建物の中へ退避(避難)していただくことが決定しました。この措置はあくまでも予防的措置であり、対象地区であっても、現時点で屋外にいることが危険ということではありません。

県民の皆さまにおかれましては、冷静な行動をお願いします。引き続き、地元の市町からのお知らせや、テレビ・ラジオ等の報道に注意いただきますよう併せてお願いします。

その他の地域では、県民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、万が一に備えて、地元の市町からのお知らせや、テレビ・ラジオ等の報道に引き続き注意いただきますようお願いいたします。

また、県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しました。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせください。

<問合せ・相談窓口>

滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL: 077-528-****

平成〇年〇月〇日

滋賀県災害対策本部長

滋賀県知事 〇〇 〇〇

D-⑰ 災害対策本部本部長メッセージ例（放射性物質放出後）

県民の皆さまへ（第〇回）

滋賀県では、本日発生した〇〇 〇〇発電所〇号機における重大事故を受け、滋賀県災害対策本部を設置し、引き続き国や福井県、その他の関係機関と協力して、情報の収集に当たりますとともに、防災対応を進めています。

現在放出は停止していますが、〇〇発電所〇号機から〇分間程度放射性物質が外部に放出されました。このため、県内の一部地域で、放射線のモニタリング結果が高い値を観測し、一時移転（避難）および飲食物の摂取制限をしていただくことが決定しました。

対象地区の住民の皆さまにおかれましては、今後の長浜市、高島市からの指示や情報に基づき、慌てず、冷静に、行動してください。

また、〇〇発電所から 30km 圏内の地域に対し、引き続き屋内退避の指示が継続しています。この措置はあくまで予防的措置であり、現時点で対象地区に危険があるというわけではありませんが、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

その他の地域では、県民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、万が一に備えて、地元の市町からのお知らせや、テレビ・ラジオ等の報道に引き続き注意いただきますよう改めてお願いします。

また、県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しています。分からないこと、心配なことなどがある方は、御遠慮なく、以下の窓口へお問い合わせください。

<問合せ・相談窓口>

滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL：077-528-****

平成〇年〇月〇日

滋賀県災害対策本部長

滋賀県知事 〇〇 〇〇

D-⑱ 原子力災害対応 記者会見（説明）対応例

1 冒頭、広報班長から説明

〈説明項目例〉

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 事態の状況<ul style="list-style-type: none">・ 発電所における事故の状況(発生事実等)2 外部への影響<ul style="list-style-type: none">・ 放射性物質の放出の有無、状況3 国の体制および対応状況<ul style="list-style-type: none">・ 現地対策拠点(オフサイトセンター)での合同対策協議会全体会議の状況など4 県の体制および対応状況<ul style="list-style-type: none">・ 県の体制・ 緊急時モニタリングの状況および結果・ 住民屋内退避、避難(一時移転)の実施有無、状況・ 安定ヨウ素剤の服用の有無、状況・ 救護所/避難所の開設の有無、状況・ 食物/飲料水の摂取制限の有無、状況・ 県民への広報の状況 |
|---|

〈広報班長からの説明例〉

- それでは、只今から、記者説明をさせていただきます。
滋賀県災害対策本部広報班長の〇〇〇〇である。以降、報道官として、記者の皆様方とのパイプ役を務めさせていただきますのでよろしくお願いする。

- それでは、まず、現在の事態の状況から説明申し上げます。
 - ・ これまでに原子力事業者から通報・報告を受けている情報としては…

 - ・ また、国からの情報としては…

 - ・ 今のところ、放射性物質の発電所外部への放出は確認されていない模様。
 - ・ 放射性物質の発電所外部への放出が開始された模様。

- 次に、国の対応状況について説明申し上げます。
 - ・ 現在、国においては、東京に原子力災害対策本部および〇〇オフサイトセンター（福井県〇〇原子力防災センター）に現地対策本部が設置され、各種対策に当たられている状況。

 - ・ また、緊急時モニタリングセンターが設置され、関係府県および事業者が参画をして、放射線量の監視を強化している。

 - ・ 〇時〇分から〇時〇分の間、第〇回原子力災害合同対策協議会が開催され、以下の事項が決定されたところ。
 - ・ PAZ 圏内住民の即時避難および安定ヨウ素剤の服用指示
 - ・ UPZ 圏内住民の屋内退避指示など

- 次に、県の対応状況について説明する。
 - ・ 現在、県においては、〇時〇分の原子力災害対策特別措置法第10条通報を受信後、〇時〇分をもって、知事を本部長とする滋賀県災害対策本部を立ち上げ、各種情報の収集および関係機関との共有、また、対策に当たっているところ。
 - ・ 〇名の体制で活動を行っている。
 - ・ 併せて、防災危機管理監と本部長とする滋賀県緊急時モニタリング本部を立ち上げ、県内における放射線量の監視を強化している。
 - ・ 〇時〇分現在のモニタリング結果は、お手元に配付しているとおおり。
放射性物質の外部への放出が始まっているが、県内では異常な数値は観測されていない。
 - ・ 〇時〇分から〇時〇分までの間、国の原子力災害合同対策協議会の開催と併せて、第〇回災害対策本部本部員会議を開催。以下の事項を協議、決定等したところ。
 - ・ 国からの指示を受けて、〇〇発電所から30km圏内に居住する〇〇市および〇〇市の住民について、屋内退避を実施することを決定。
 - ・ 今後さらなる事態の悪化を想定し、住民避難(一時移転)が必要になった場合に備え、避難中継所(スクリーニング会場)の設置準備およびスクリーニング実施のための緊急被ばく医療チームの出動準備を要請することを決定。
 - ・ 国の緊急時モニタリングセンターによる統括のもと、〇〇市内および〇〇市内の各30km圏内を中心に、空間放射線量率の監視を強化。モニタリング車による移動サーベイ、サーベイメータによる定点観測を始めていることを確認。
 - ・ また、災害対策本部本部長名による県民への呼びかけ文を決定したところ。お手元に配付のとおり。
 - ・ なお、県における決定事項等については、テレビ会議システムを通じて、〇〇市および〇〇市に伝達済み。
 - ・ 県民の皆様、また、記者の皆様への広報や情報提供としては、次のとおり取り組んでいるところ。
 - ① 事故状況についての資料提供および県ホームページへの掲載
〇時〇分現在、〇時〇分現在・・・計〇回
 - ② 県内の環境放射線モニタリング結果についての資料提供および県ホームページへの掲載
〇時〇分現在、〇時〇分現在・・・計〇回
 - ③ 県の体制、災害対策本部本部員会議の開催および結果の案内に係る資料提供および県ホームページへの掲載
〇時〇分現在、〇時〇分現在・・・計〇回
- 最後に、記者の皆様方、県民の皆様方へのお願いを申し上げる。
 - ・ 屋内退避指示が出された地区の住民の皆さんにおかれては、次のような点に注意をお願いしたい。
 - ① 現時点では、屋外にいても放射性物質が付着するおそれはない。落ち着いて行動願いたい。
 - ② 防災行政無線やテレビ、ラジオ等のスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意願いたい。

- ③ 福井県内への電話の利用は自粛願いたい。(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるため。)
- その他の地域では、県民の皆さんが避難はもちろん、屋内退避などの特別な行動をとる必要はないが、次のような点に注意して、今後のお知らせを待ってほしい。
 - ① 防災行政無線やテレビ、ラジオ等のスイッチは入れたままにして、新しい情報に注意願いたい。
 - ② 福井県内への電話の利用は自粛願いたい。(特定の地区に電話が殺到すると、電話がかかりにくくなるため。)
 - 滋賀県では、今回の事故に関連して、県民の皆さんからの問合せ・相談窓口を設置しています。分からないこと、心配なことなどがある方は、以下の窓口へお問い合わせいただきたい。
 <問合せ・相談窓口>
 滋賀県災害対策本部事務局問合せ・相談窓口 TEL：077-528-****

☆ 記者会見（記者説明）中に飛び込みの情報が来た場合の対応例

特に、当該情報が重大なものの場合（原子力施設から外部への放射性物質放出、県内の環境放射線モニタリング測定値が急上昇など）

⇒ その場では、〇〇に関する情報が来たことのみ記者に知らせ、当該情報を整理・分析でき次第、改めて記者会見（記者説明）を行う。

<口述例>

只今、〇〇発電所から新たな情報が入りました。
 外部への放射性物質の放出が確認された模様です。
 現在、詳細を事務局において確認しておりますので、整理でき次第改めて説明したいと思います。説明開始時間は追って連絡いたします。

2 記者との質疑応答

別紙「原子力災害対応 記者会見（説明） 想定質問例」参照

原子力災害対応 記者会見(説明) 想定質問例

Q. 事故原因は何か？

A. 詳細な事故原因については、現在確認中である。判明次第お知らせする。

なお、現在のところ、放射性物質の外部への放出は確認されていないことを申し添えておきたい。

Q. ○○発電所からの情報によると、「炉心損傷の検出」を宣言しているようだが、本当に放射性物質は外部に漏れていないのか？

A. 原子炉の温度が上昇し、格納容器の高レンジモニタが異常値（100Sv/h 以上）を示していることは事実の様様。しかし、○○発電所の施設敷地境界にあるモニタリングポストの値は平常値を示していると報告を受けている。

Q. 本当に大丈夫なのか？

A. 福井県内および本県内のモニタリングポストは正常に作動しており、現時点では問題となる数値は検出されていない。

なお、万一に備え、○○原発から 30km 圏内の住民に対しては、屋内退避の指示が出ているところであり、マスコミの皆さんにおかれても、住民の安全確保のため御協力を御願いたい。

Q. 今後の滋賀県の対応について伺う。

A. 県民の安全の確保が最大限優先されるもの。現在、政府からの指示に基づき、予防的な措置として、○○発電所から 30km 圏内の○○地区、○○地区に対し、屋内退避を実施している。

また、最悪の事態に備え、住民避難に係るスクリーニング会場の設置準備や、各関係医療機関、放射線技師会等に対し、要員の派遣準備要請を行っている。

庁内の連携はもとより、地元の○○市とも連携し、万全を期してまいりたい。

Q. 関係機関との連携状況を伺う。

A. 現在、関係市はもとより、自衛隊今津駐屯地、県警察、○○消防本部など実動を担う関係機関と情報共有、連絡調整を進めているところ。

何よりも県民の安全の確保が図れるよう、関係機関と十分連携し、応急対策に全力で取り組んでいく所存。

[その他想定される質問例]

- Q. 発電所からの放射性物質放出があったのか。あった場合、その開始時刻は？
- Q. 住民は放射性物質放出開始時刻までに全員屋内退避できたのか？
- Q. ○○市は、風下3方位に入っているのか？
- Q. 県内の住民避難対象エリアはどこか？
- Q. 県のモニタリングポストの設置位置は？
- Q. そのポストの指示値は毎時何マイクロシーベルトまで上昇したのか？
- Q. 自宅避難や屋内退避を指示しているのか？
- Q. 救護所はどこに設置されるのか？
- Q. 避難所はどこに設置されるのか？
- Q. 設置した避難所に何地区の何人が避難されることとなるのか？
- Q. 避難住民への安定ヨウ素剤の服用はどうするのか？
- Q. 避難地区の立入り制限はどのように実施されているのか？
- Q. 地震により通行不可となっている県内の道路はあるのか？
- Q. 避難者の中で、有意な身体汚染のある住民はいるのか。いる場合、現時点で何人か？
有意な汚染ありの基準はGMサーベイメータによる測定値で何cpmか？
- Q. 有意な汚染ありと判定された住民への対処はどのように行うのか？
- Q. 子どもたち用のヨウ素剤(シロップ)の準備は完了したのか？
- Q. 県内の空間放射線量は、今後も上昇する可能性があるのか？
- Q. 避難対象エリアの拡大はあり得るのか？
- Q. 県災害対策本部と現場の救護所や避難所との情報共有はうまくいっているのか？
- Q. 現在、救護所はどのような状況か？
- Q. 救護所から医療機関に搬送された住民はいるか？
- Q. 屋内退避を実施した住民の被ばく線量評価はどのように行うことになるのか？
- Q. 今後、県内において、飲料水や農作物について、摂取制限の可能性はあるか？

D-19 問合せ対応票

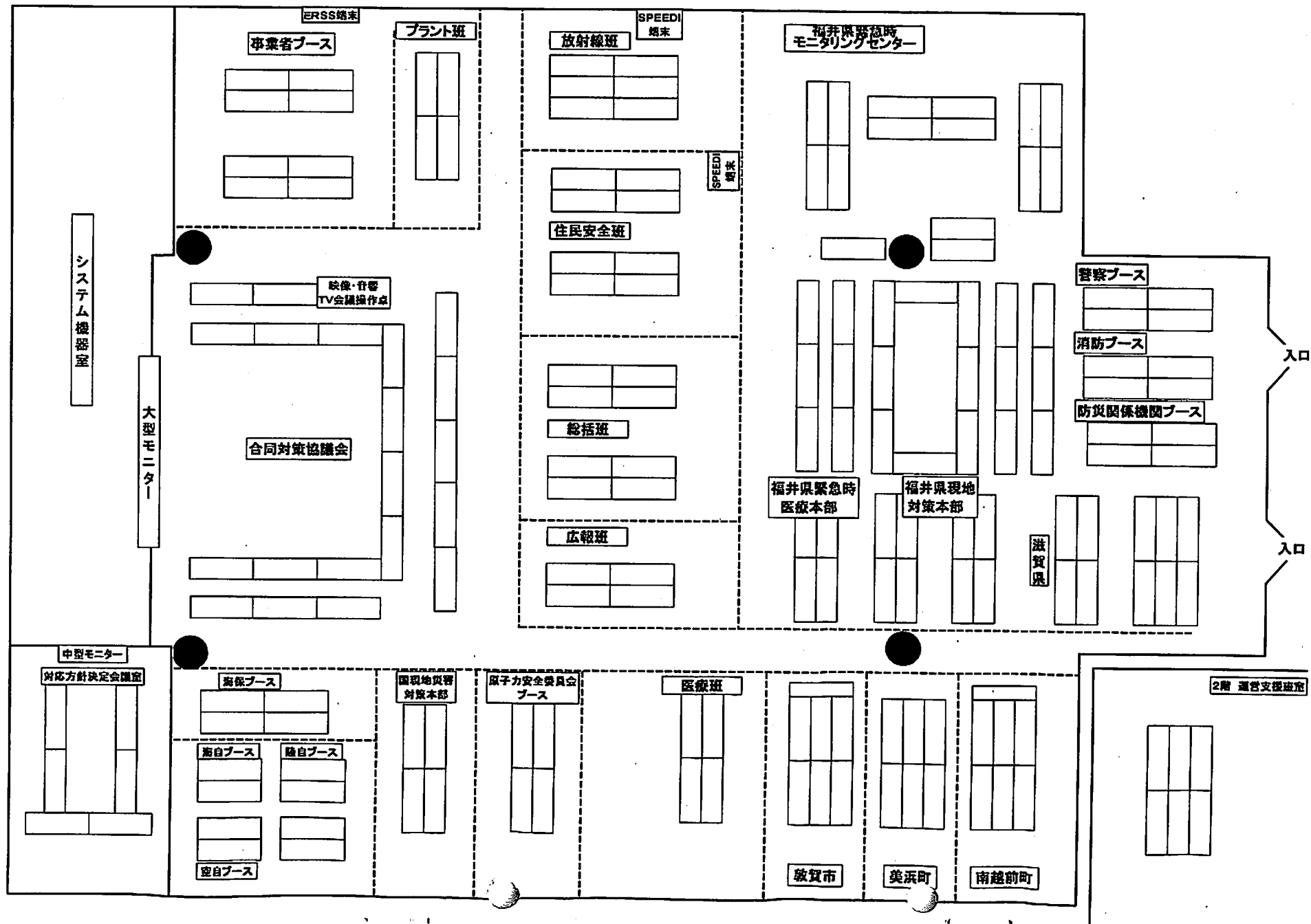
受信日時		平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		受信者 職・氏名				
相手方	報道機関	報道機関名						
		職・氏名						
		連絡先						
	県民等 ※右欄は確認できる範囲で記入	氏名				性別		
		住所						
		連絡先						
内 容		問合せ内容 (相手方発言内容)			対応 (当方発言内容)			

滋賀県原子力防災初動対応マニュアル

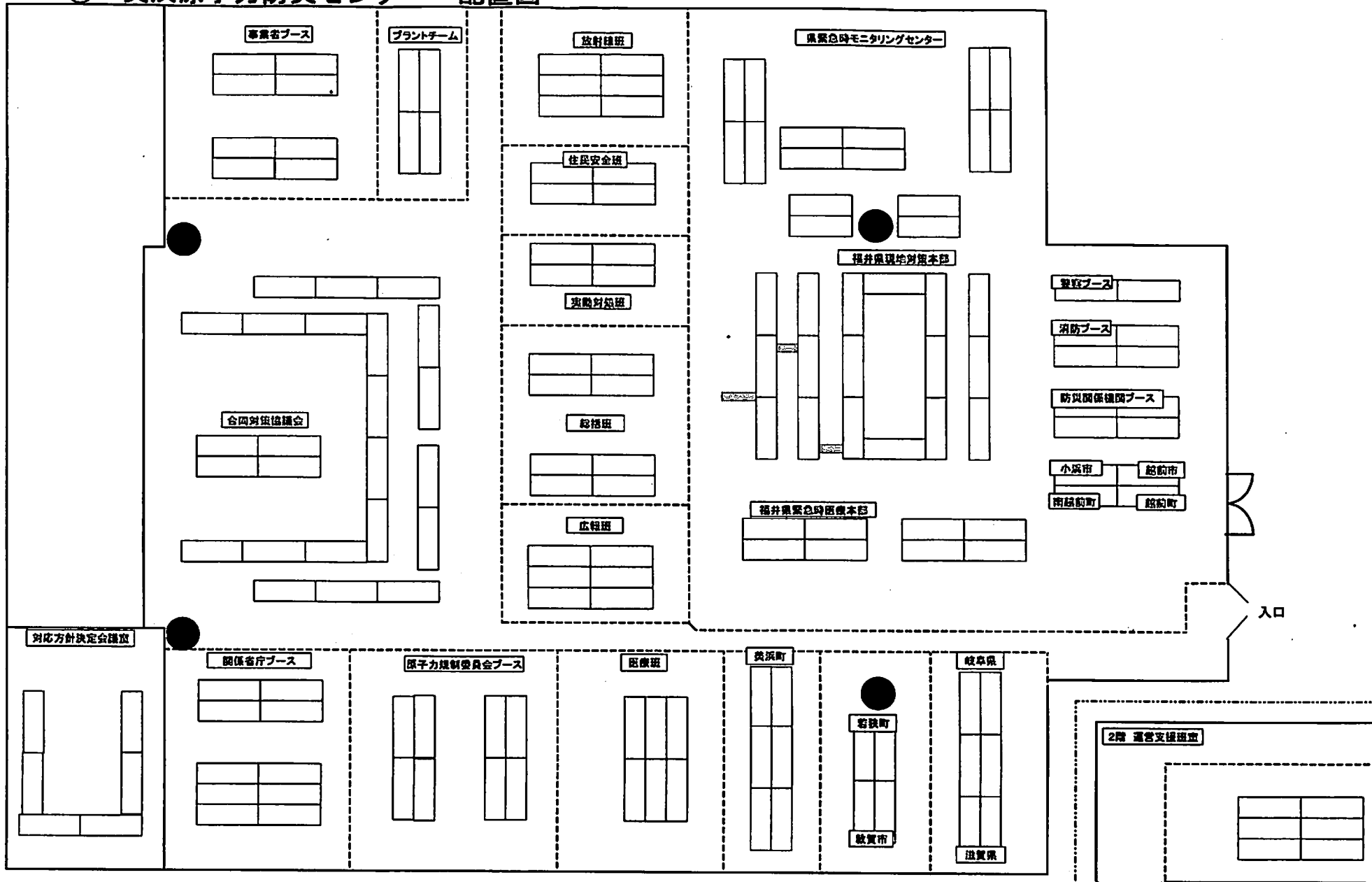
各種様式等

E. 防護措置関係

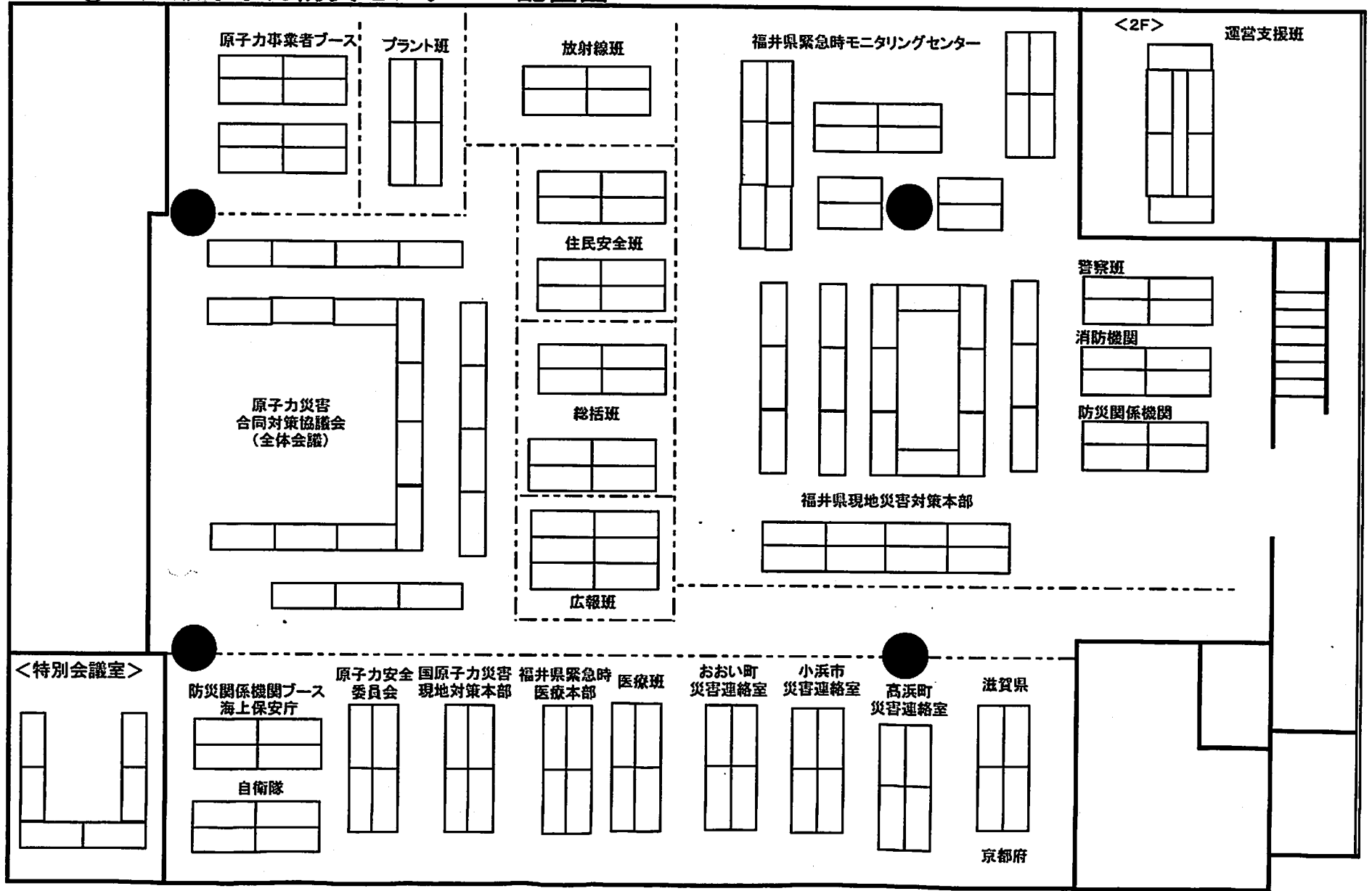
E-① 敦賀原子力防災センター 配置図



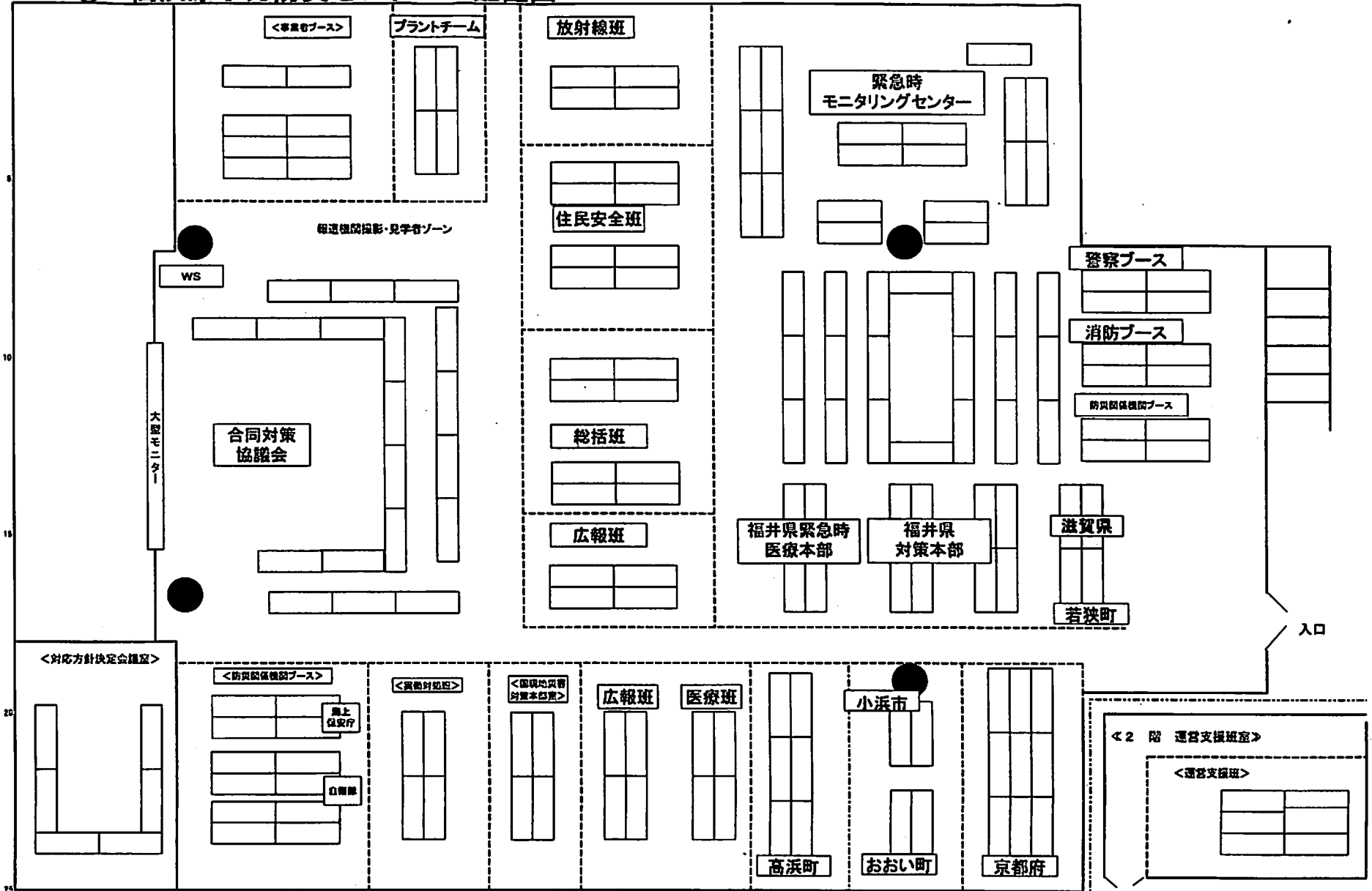
E-② 美浜原子力防災センター 配置図



E-③ 大飯原子力防災センター 配置図



D-④ 高浜原子力防災センター 配置図



OFCにおける原子力災害合同対策協議会全体会議等の結果報告の流れ(例)

1 本庁において本部員会議が開催されている場合

- ① 知事公室長は、全体会議終了後、滋賀県ブースへ移動。
- ② 知事公室長は、滋賀県ブース設置の IP 電話（白色）を使用し、災害対策本部本部員会議の場(防災対策会議室)へ架電 **内線 200**
- ③ 総務係係員は、防災対策会議室内設置の IP 電話にて知事公室長から受電後、事務局長へ知事公室長から入電の旨報告。
知事公室長は、電話口で待機。
- ④ 事務局長は、挙手し、知事公室長から入電の件を発言。

〇〇オフサイトセンターへ派遣中の知事公室長から本部長あて入電。本部長へ電話をおつなぎします。

- ⑤ 総務係係員は、IP 電話を本部長席へ運搬。
運搬後、知事公室長へ発話を依頼し、受話器を本部長へ渡すとともに、IP 電話器をスピーカーモードとする。
また、本部長席のマイクを入れスピーカーの音を拾う。
- ⑥ 知事公室長から報告。

【第1回原子力災害合同対策協議会全体会議終了時(報告例)】

- ・ 〇〇オフサイトセンターの〇〇です。
- ・ 第〇回原子力災害合同対策協議会全体会議に出席したので、その概要を報告する。
- ・ 政府対策副本部長から、全面緊急事態の発生の確認を受け、〇時〇分に内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を発出、併せて、PAZ 圏内全住民の避難の開始と安定ヨウ素剤の配布・服用、さらには、おおむね 30km 圏内の住民に対し、屋内退避の指示がなされた。
- ・ PAZ 内の避難対象者は、〇〇町で〇〇世帯〇〇名、〇〇市で〇〇世帯〇〇名。それぞれ〇〇県方面へ避難が進められる模様。
- ・ 会議の場で、国、関係自治体、原子力事業者等は一致協力し、住民への周知徹底を図ることを確認したところ。
- ・ なお、本県へも発言が求められ、私からは、指示内容について関係機関と直ちに情報を共有するとともに、〇〇市内におけるモニタリングを強化していく旨を申し上げたので、早急に対応願いたい。
- ・ 最後に、現時点では、発電所からの放射性物質の放出は確認されておらず、福井県内において、モニタリング測定値に変化は見られない模様。

【第〇回原子力災害合同対策協議会全体会議終了時(報告例)】

- ・ 〇〇オフサイトセンターの〇〇です。
- ・ 第〇回原子力災害合同対策協議会全体会議に出席したので、その概要を報告する。
- ・ 発電所において、炉心が損傷し、放射性物質が周辺環境に放出。その後、〇時〇分に放出は停止した模様。
- ・ しかし、モニタリングの結果、発電所から 30km 圏内の〇〇町、〇〇町、〇〇市および〇〇市の一部地域で、毎時 500 または 20 マイクロシーベルトを超える値が計測された模様。
- ・ これを受け、政府対策副本部長から、該当地域の住民の避難および一時移転の開始と安定ヨウ素剤の配布・服用の指示あり。また、30km 圏内のその他の住民に対し、屋内退避の継続実施と住民の不安を取り除く広報の強化が求められた。
- ・ なお、30km 圏内の住民避難先としては、それぞれ〇〇県方面と〇〇市、〇〇市、〇〇市といった福井県内北東部への避難が進められる模様。

⑦ 本部長発話。

- ・ 承知した。引き続き、他の派遣職員とともに、現地情報の収集をお願いする。

⑧ 知事公室長は、本部長からの発話終了後、受話器を置く。

⑨ 総務係係員は、本部長席の IP 電話を元の位置に戻す。

2 災害対策本部事務局あて報告する場合

- ① 知事公室長は、全体会議終了後、滋賀県ブースへ移動。
- ② 知事公室長は、滋賀県ブース設置の IP 電話(白色)を使用し、災害対策本部事務局(原子力防災室)へ架電。 内線 202
- ③ 情報係係員は、原子力防災室内設置の IP 電話にて受電後、災害対策本部事務局長または防災危機管理監へ電話を代わる。
受話器を災害対策本部事務局長または防災危機管理監へ渡すとともに、IP 電話器をスピーカーモードとする。

- ④ 知事公室長から報告(報告例)。

- ・ ○○オフサイトセンターの○○です。
- ・ 第○回原子力災害合同対策協議会全体会議に出席したので、その概要を報告する。
- ・ 事態は安定し、高浜原発のモニタリングポストの値がすべて毎時5マイクロシーベルト下回っている模様。
- ・ これを受け、政府現地副本部長から、○○県、○○府および関係市町に対し、住民に対し○○原発の事態が安定しモニタリングポストの値も低下したことに関する広報を速やかに実施すること、引き続き国、原子力事業者と共同して、原子力災害中長期対策のために必要な体制を整える求めがあったところ。

- ⑤ 災害対策本部事務局長または防災危機管理監発話。

- ・ 承知した。引き続き、他の派遣職員とともに、現地情報の収集をお願いします。

- ⑥ 知事公室長は、情報係長からの発話終了後、受話器を置く。

(以上)

E-⑥-1 自衛隊派遣要請文例(周辺関係市→県)

(番 号)

平成〇年(〇〇年)〇月〇日

滋賀県知事 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣要請の要求について

標記のことについて、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣の要請を要求します。

記

1 災害の状況および派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

平成〇年〇月〇日に発生した〇〇 〇〇発電所〇号機の事故により、政府原子力災害対策本部の指示を受け、本市内〇〇小学校区に対し避難指示を発した。

(2) 派遣を要請する理由

避難指示区域内で救急搬送を要する傷病者が発生したが、県内の救急車両が他の救急事案により出場中などの理由により当該傷病者の輸送手段が確保できないため、自衛隊による当該傷病者の輸送を要請する。

2 派遣を要請する期間

平成〇年〇月〇日〇時〇分から当該傷病者の緊急輸送活動が終了するまで

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 区域

〇〇市〇〇小学校区

(2) 活動内容

〇〇小学校から〇〇病院への傷病者(2名)の緊急輸送

4 その他参考となるべき事項

本件連絡担当者：〇〇市災害対策本部事務局 〇〇

(TEL：****-**-**** / FAX：****-**-****)

(以上)

E-⑥-2 自衛隊派遣要請文例(県→自衛隊)

滋防危第 号
平成〇年(〇〇年)〇月〇日

陸上自衛隊第3戦車大隊長 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣要請について

標記のことについて、自衛隊法第83条の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況および派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

平成〇年〇月〇日に発生した〇〇 〇〇発電所〇号機の事故により、政府原子力災害対策本部の指示を受け、〇〇市長が〇〇小学校区に対し避難指示を発した。

(2) 派遣を要請する理由

避難指示区域内で救急搬送を要する傷病者が発生したが、県内の救急車両が他の救急事案により出場中などの理由により当該傷病者の輸送手段が確保できないため、自衛隊による当該傷病者の輸送を要請する。

2 派遣を要請する期間

平成〇年〇月〇日〇時〇分から当該傷病者の緊急輸送活動が終了するまで

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 区域

〇〇市〇〇小学校区

(2) 活動内容

〇〇小学校から〇〇病院への傷病者(2名)の緊急輸送

4 その他参考となるべき事項

本件連絡担当者

- ・滋賀県災害対策本部事務局 〇〇 (TEL: ****-**-**** / FAX: ****-**-****)
- ・〇〇市災害対策本部事務局 〇〇 (TEL: ****-**-**** / FAX: ****-**-****)

(以上)

Ｅ－⑦ 防護措置実施要請文例

滋防危第 号
平成〇年(〇〇年)〇月〇日

〇〇市長 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

屋内退避の準備の開始について(要請)

〇〇株式会社〇〇発電所〇号機で発生した事故に関し、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、下記のとおり要請しますので、対象住民への広報をはじめ必要な対応をよろしくお願ひします。

記

- 1 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める〇〇市内の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(別紙参照)の住民は、屋内退避の準備を開始すること。
- 2 1に掲げる地域の住民、一時滞在者その他の公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ、県ホームページ等による原子力事故に関する情報に注意すること。

(以上)

屋内退避とは・・・

原子力災害時に、放射線(ガンマ線)により被ばくや、放射性ヨウ素などの放射性物質の吸入を低減するために、建物の中に退避することを言います。

建物がもつ遮へい効果や気密性等を利用したもので、原子力災害から身を守るための有効な対策の一つです。

屋外にとどまっていたときに比べ、以下のような効果があります。

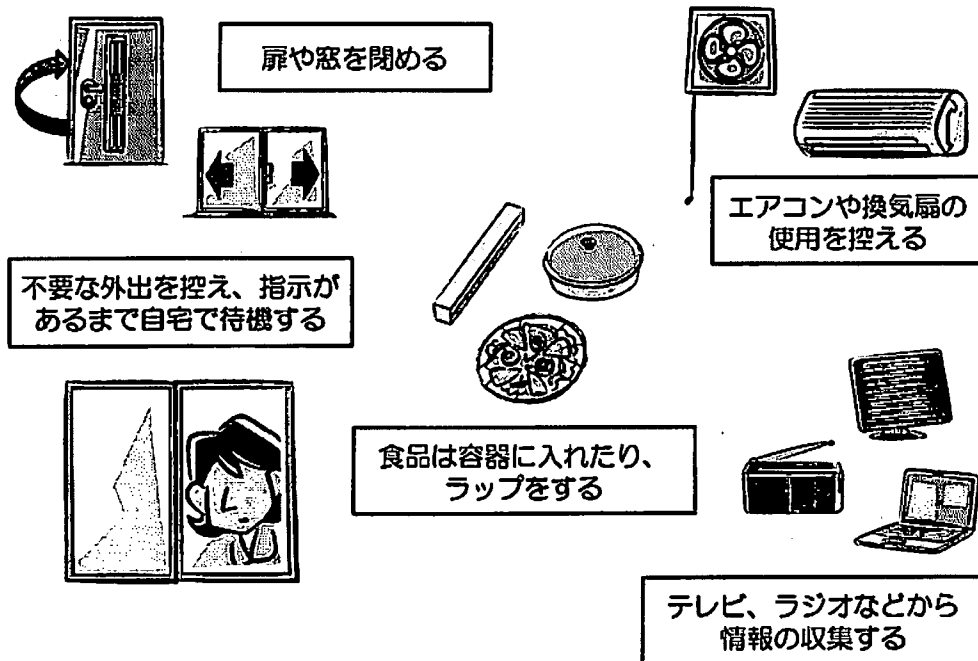
(1) 木造家屋の場合

- ① ガンマ線による被ばく線量は、約10%低減。
- ② 放射性ヨウ素による甲状腺が受ける線量は、4分の1から10分の1に。

(2) コンクリート建物の場合

- ① ガンマ線による被ばく線量は、80%以上低減。
- ② 放射性ヨウ素による甲状腺が受ける線量は、20分の1から70分の1に。

《 自宅での屋内退避の注意点 》



屋内退避の準備とは・・・

いつでも屋内退避ができるように、例えば、

- 外出中の方は、帰路についてください。
- 外で作業されている方は、作業を中止し、後片付けを始めてください。
- 手元に水や食べ物があるかを確認し、不足する場合は調達しておいてください。

県から〇〇市に対し、屋内退避の準備を要請した地域

(滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき地域)

長浜市地域

小谷上山田町
下山田
湖北町二俣
小谷丁野町
湖北町八日市
湖北町脊名
湖北町猫口
高月町井口
高月町持寺
高月町洞戸
高月町尾山
高月町保延寺
高月町雨森
高月町高野
高月町柏原
高月町渡岸寺
高月町落川
高月町馬上
高月町森本
高月町高月
高月町宇根
高月町阿閉
高月町東柳野
高月町柳野中
高月町西柳野
高月町重則
高月町松尾
高月町西野
高月町熊野
高月町片山
高月町西阿閉
高月町東高田
高月町布施
高月町唐川
高月町横山
高月町東物部
高月町西物部
高月町磯野

木之本町金居原
木之本町杉野
木之本町音羽
木之本町大見
木之本町川合
木之本町古橋
木之本町石道
木之本町小山
木之本町木之本
木之本町廣瀬
木之本町黒田
木之本町田部
木之本町千田
木之本町大音
木之本町飯浦
木之本町山梨子
木之本町西山
木之本町西山
木之本町田居
木之本町北布施
木之本町赤尾
余呉町坂口
余呉町下余呉
余呉町中之郷
余呉町八戸
余呉町川並
余呉町下丹生
余呉町上丹生
余呉町摺盤
余呉町管並
余呉町小原
余呉町田戸
余呉町奥川並
余呉町鷺見
余呉町尾羽梨
余呉町針川
余呉町文室
余呉町国安

余呉町東野
余呉町今市
余呉町新堂
余呉町池原
余呉町小谷
余呉町柳ヶ瀬
余呉町格坂
余呉町中河内
西浅井町塩津浜
西浅井町祝山
西浅井町野坂
西浅井町塩津中
西浅井町余
西浅井町集福寺
西浅井町杏掛
西浅井町横波
西浅井町岩熊
西浅井町大浦
西浅井町管浦
西浅井町月出
西浅井町八田部
西浅井町山田
西浅井町小山
西浅井町山門
西浅井町中
西浅井町庄
西浅井町黒山

県から〇〇市に対し、屋内退避の準備を要請した地域

(滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき地域)

高島市地域

マキノ町海津
マキノ町西浜
マキノ町高木浜
マキノ町寺久保
マキノ町蛭口
マキノ町石庭
マキノ町牧野
マキノ町白谷
マキノ町上開田
マキノ町下開田
マキノ町辻
マキノ町森西
マキノ町沢
マキノ町知内
マキノ町新保
マキノ町中庄
マキノ町大沼
マキノ町小荒路
マキノ町野口
マキノ町山中
マキノ町下
マキノ町浦
マキノ町在原
今津町今津
今津町松陽台
今津町住吉
今津町中沼
今津町名小路
今津町舟橋
今津町桜町
今津町南新保
今津町弘川
今津町大供
今津町大供大門
今津町下弘部
今津町上弘部
今津町蘭生

今津町梅原
今津町岸脇
今津町浜分のうち領家、石田および川尻
今津町酒波
今津町福岡
今津町日置前
今津町桂
今津町北仰
今津町深清水
今津町浜分のうち辻
今津町南生見
今津町北生見
今津町角川
今津町保坂
今津町途中谷
今津町杉山
今津町天増川
今津町椋川
朽木市場
朽木野尻
朽木荒川
朽木麻生
朽木地子原
朽木雲洞谷
朽木村井
朽木大野
朽木古川
朽木岩瀬
朽木柏
朽木宮前坊
朽木能家
朽木小入谷
朽木生杉
朽木中牧
朽木古屋
朽木桑原
朽木平良

安曇川町下古賀
安曇川町上古賀
安曇川町長尾
安曇川町中野
安曇川町南古賀(梅の子を除く全域)
安曇川町田中(桑山寺のみ)
安曇川町田中(桑山寺を除く全域)
安曇川町常磐木
安曇川町南古賀(梅の子のみ)
武曾横山
高島
新旭町新庄
新旭町安井川
新旭町北畑
新旭町藁園(深溝を除く全域)
新旭町嬰庭
新旭町熊野本
新旭町旭
新旭町針江
新旭町深溝
新旭町藁園(深溝のみ)